

## 第一部 総論

### はしがき

---

昭和三四年の労働経済は、雇用、労働市場、賃金等の各部面にわたって最近にない改善を示した。この改善の背景にはわが国経済が当初予想されなかつた規模の拡大をとげたことがあつたことはいうまでもない。

三四年の労働経済の改善は、単に雇用の増加や賃金の上昇等の量的な面でいちじるしかつただけでなく、その内部の質的な面でも、規模別賃金格差の縮小、不完全就業の減少等の傾向を示している点で特徴的であつた。これらの量的、質的改善は、すでに神武景気といわれた三一年、三二年ごろを転機としてはじまっていたとみられるが、三四年の好況過程がその傾向を一層促進し、強めたことは疑いない。その意味で本年の分析においては、例年通り、三四年中の労働経済の状況をなるべく詳細に明らかにするとともに、さらに神武景気以降の労働経済の改善過程を、やや長期的にふり返つてみて、その内容や特色を明らかにするように努めた。

その中でも、とくに質的な改善の面については、いわゆる「経済の二重構造」の解消の問題とからんでいる点が多く、今後の政策の方向とも関連して注目されるのであるが、労働面にみられる最近までの変化では未だ萌芽的な段階にあるとみられる面が多い。しかし、本年の分析においては、そのような萌芽的な傾向ではあつても、わが国労働経済の体質改善の方向を示唆する前進的な要素としてなるべく重点的にとり上げ、その要因の分析をおこなつた。

それと同時に、労働経済改善の内部に新しい問題が発生しつつあることも見逃せず、これらの面についても、たとえば技術革新と雇用、賃金、一部にみられる「労働力不足」問題等を中心として、その実情を明らかにするように努めた。

なお、本年の分析においては、総論のみではなく各論においても、以上のような問題意識にたつてそれぞれの分野における問題や実情をやや長期的に分析する努力を試みている。

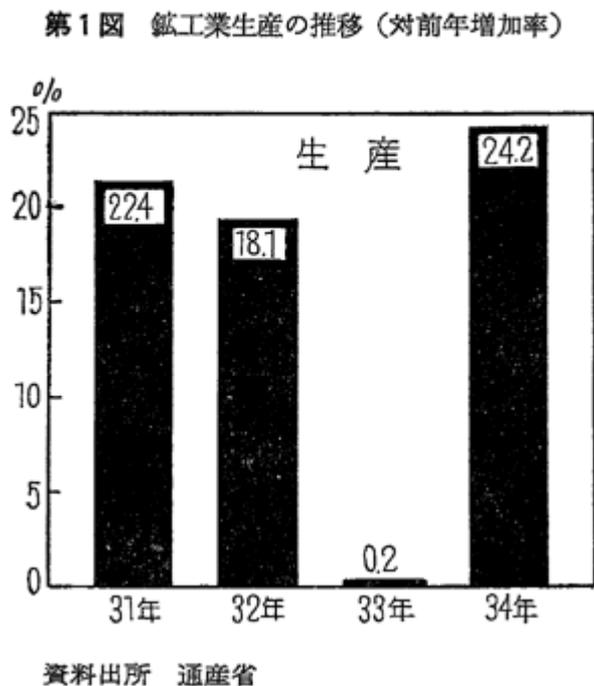
---

## 第一部 総論

### 一 労働経済改善の足どり

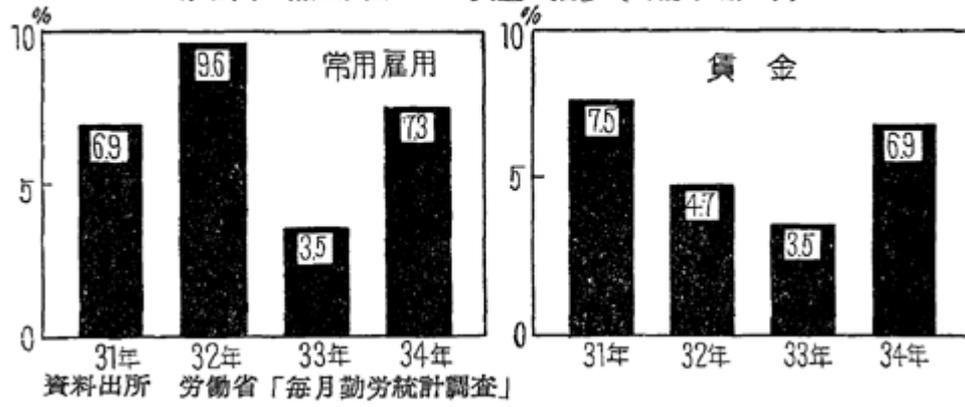
三四年の労働経済は、生産の大幅上昇、経済の急速な拡大を背景として、雇用、労働市場、賃金等の各部面にわたって最近にみられない改善を示した。年平均の生産の増加率は二四%で、神武景気といわれた三一年のそれをも上回った(第一図)。労働経済の面でも、常用雇用の年間増加率、労働市場の需給バランスの改善の程度は、三一年をしのいでいる。賃金の上昇率は、三一年とほぼ同程度であるが、雇用増加による平均賃金に対するマイナス要因—賃金の低い新規入職者が増加することによって平均賃金の上昇が低くあらわれること—を考慮すると、三四年の賃金の増勢は三一年を上回つたと判断される(第二図)。このような労働経済好転の内容については、雇用、賃金、家計面を中心として後でくわしくふれることにして、ここでは、まず労働経済の年間の推移を雇用、労働市場、賃金の各部面を中心として簡単にふり返ってみることにしよう。

第1図 鉱工業生産の推移(対前年増加率)



第2図 常用雇用および賃金の推移(対前年増加率)

第2図 常用雇用および賃金の推移（対前年増加率）



## 第一部 総論

### 一 労働経済改善の足どり

#### (一) 回復過程から改善への移行(三三年下期～三四年上期)

三二年後半からはじまった景気後退の過程で停滞、悪化を示していた労働経済は、景気が立直りをみせるとともに、雇用、労働市場、賃金等の各部門にわたって改善の徴候を示しはじめる。景気後退過程で急激に増加していた企業整備による整理人員、失業保険統計における離職票受件数等の失業関係の諸指標は、三三年四月以降生産が上昇し、国民総生産が七～九月期からふたたび増加しはじめるころと前後して、かなりのテンポで減少する傾向に入った。企業整備による整理人員数、離職票受付件数はいずれも五月をピークとして減少に転じ、失業情勢は年末から三四年にかけて急速に改善されていった。上半期に減少をつづけていた公共職業安定所において新規求人数も、八月ごろから年末にかけて増勢をとりもどし、求職と求人の需給バランスも漸次改善された。

一方、三二年年末から三三年上半期にかけて製造業を中心として停滞傾向を示していた常用雇用は、三三年七月以降漸増の傾向に変わりはじめ、年末にかけてその増勢は強まってきた。賃金は、定期給与については、定期昇給の普及や雇用の停滞による新規入職者の減少、所定外労働時間に漸増等の影響で、三三年三、四月ごろから堅調をとりもどしていた。しかし、企業収益に低下の影響をうけて特別給与が停滞を示したため、賃金総額としては三三年末まで明らかにのび悩みの傾向を脱し切れなかった。

三三年後半における景気回復過程は、以上のように失業の減少や労働市場における求人増加の面ではかなりの好影響を労働経済に与えはじめていたが、それはなお雇用、賃金面を本格的に改善させるまでにはいたらない段階にあったといえよう。

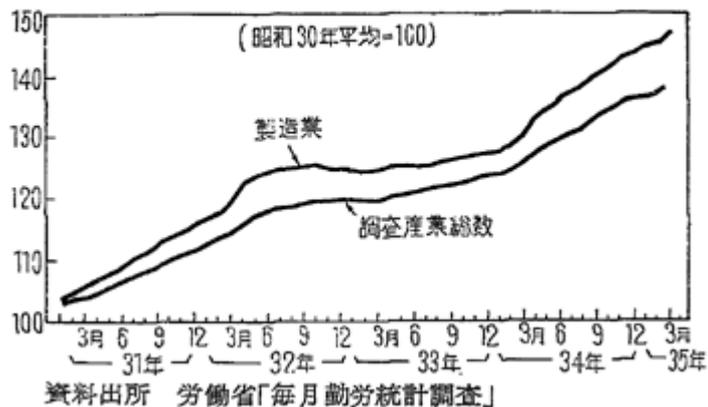
三四年に入ると、このような情勢は一変し、雇用の大幅な増加、賃金の上昇の傾向が次第に顕著になってきた。

常用雇用の増勢は製造業を中心として年初から次第に強まる傾向をみせ、季節変動を除いてみると、年率換算の増加率は、三三年一〇～一二月、三四年一～三月の五%から四～六月の一二%へと急激な上昇を示した。とくに製造業では、四～六月の年率換算の常用雇用の増加率は一八%を超えた。四～六月期のみをとつてみると、常用雇用の増勢は、神武景気の絶頂期であった三二年四～六月にほぼ匹敵し、常用雇用の増勢が三四年に入ると急激に高まったことを示している(第三図)。

このような雇用の急激な増加をもたらした最大の要因は、製造業における生産の急速な上昇にあった。三三年一二月に景気後退前のピーク(三二年五月)を超えた製造業の生産指数は、三四年に入ると上昇のテンポをはやめ、一～三月、四～六月とも年率三割前後の急上昇をつづけた。この時期の生産の急速な増大を支えた要因には、個人消費や輸出等の最終需要の増加の影響もあったが、流通部門の在庫補充や生産部門の原材料在庫、仕掛品等の増加による在庫投資の要因が大きかった。

第3図 常用雇用の動き(季節変動修正済)

第3図 常用雇用の動き (季節変動修正済)



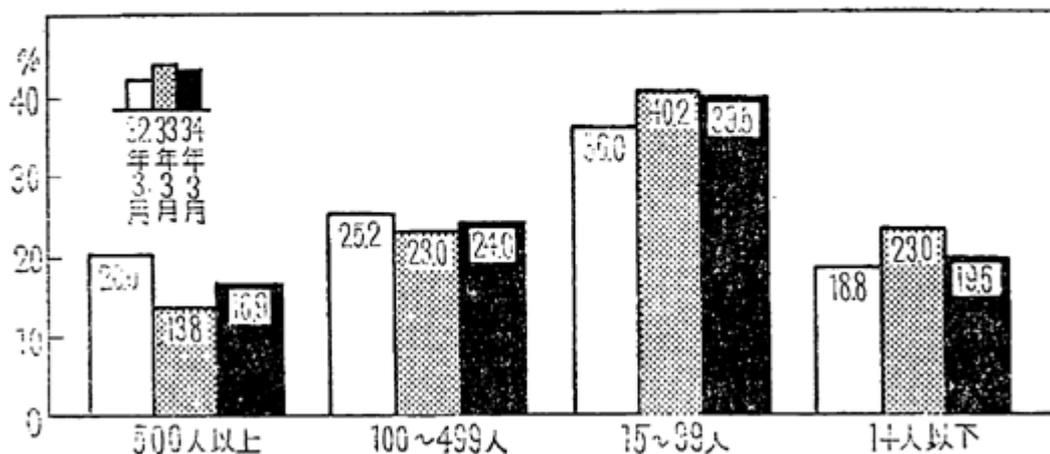
景気の急激な好転、生産の上昇の時期かたまたま学卒の入職期をなかにはさんでいたことも、三四年上半期の雇用増加を大幅にした一つの原因となった。とくに前年の景気後退下にも比較的堅調を持続していた非耐久消費財を中心とする軽工業産業(食料品、衣服、木材、家具、印刷出版、ゴム製品等)および耐久消費財を中心とする機械産業(電気機器、精密機器)の入職期雇用増加は、神武景気の絶頂期であった三二年の入職期に匹敵するか、またはそれを上回り、三四年上期における雇用増加の中心がこれらの産業にあったことを示している。

規模別にみた雇用増加の内容についても、三四年上期には鉄鋼、電気機器等の大企業性産業の活況を反映して、前年に比較して大規模事業所の雇用増加が大きくなった。しかし、神武景気の絶頂期であった三二年上期に比較すると、前述のような比較的中小企業の多い産業の雇用増加が大きかった影響で、この時期にはなお中小企業の雇用増加の比重が大きかった。三四年三月中学卒業者の入職先を事業所規模別にみると、三三年に対しては大規模事業所の比重が高まったが、三二年との比較では大規模事業所の比重がなお低く、入職期を中心とするこの時期における大企業の雇用増加が神武景気の絶頂の時期にはおよばなかったことを示している(第四図)。

三四年三、四月ごろは、経済の先行き見通しもそれほど明るくは考えられておらず、また大企業分野では景気後退期に生産財部門を中心として低下していた操業度を漸次引上げる段階にあったので、中小企業に比較すると雇用の下方硬直性が強く雇用増加に慎重である大企業では、大幅な雇用増加に踏切るまでにはいたらなかったとみてよいであろう。

第4図 中学卒の規模別入職構成比(製造業、規模計=100)

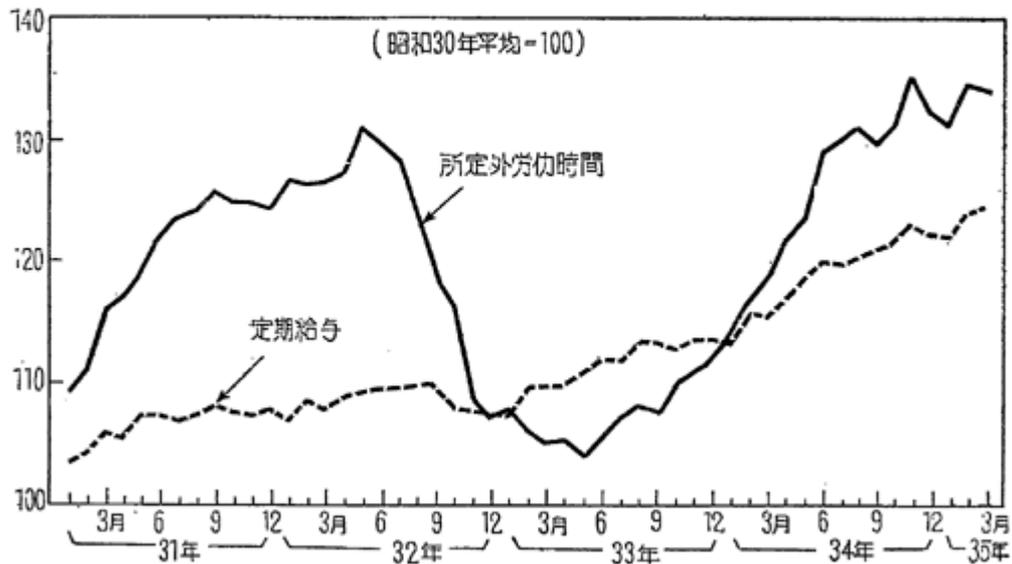
第4図 中学卒の規模別入職構成比（製造業、規模計=100）



資料出所 労働省「職業安定業務統計」

第5図 定期給与および所定外労働時間の推移

第5図 定期給与および所定外労働時間の推移（季節変動修正済）



賃金については、三四年に入るとともに定期給与の増勢がかなり顕著になってきた。季節変動を除去した四半期別の定期給与の上昇率は、三三年七～一二月の年率約五・五%から三四年一～六月の約七%へと高まった。製造業の場合にはその増勢が一層顕著で、四%から九・五%へと急速に増勢が強まっている。この期ではとくに四～六月期の定期給与の増勢が顕著であった。

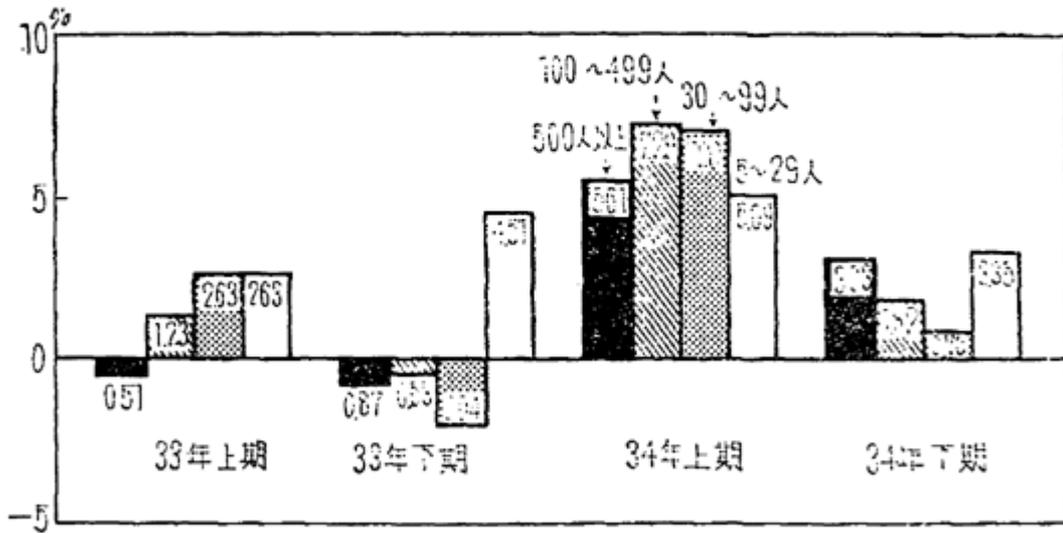
この上昇には、第一にこの期における所定外労働時間の大幅な増加による超過勤務給の増大が影響している。三三年六～七月ごろから、それまでの減少から増加に転じた所定外労働時間は、漸次増勢を強めて製造業でみると一～三月には年率換算約二〇%、四～六月には約二八%の増加を示した(第五図)。四～六月に所定外労働時間の増加が大きかったのは、前述したようにこの期の生産の上昇が急速であったことが原因している。

四～六月期を中心とする定期給与のかなり大幅な上昇の要因には、所定外労働時間の増加以外に前年の景

気後退期にもあまり比重が低下しなかった昇給による賃金上昇の要因が、景気の好転にともなってさらに強くなったことがある。毎月勤労統計によって定期給与の変動理由をみると、定期昇給、給与改訂とも三四年四～六月期に大幅に増加し、なかでも定期昇給を実施したことによって平均賃金が上昇した事業所の割合は、三二年同期を上回っている。一方給与改訂については、三二年よりなお若干その比重が低かった。主要労組の三四年春闘における賃上げ妥結額をみても三三年にくらべるとかなり増加したが、三二年に比較すると絶対額で下回っている単産が多い。したがって給与改訂による賃金上昇の要因は三四年上期においては、なおそれほど強くはなかったと推定され、好況下の給与改訂による賃金引上げの本格的影響は、三五年にもちこされたといつてよいであろう。

第6図 規模別入職超過率

第6図 規模別入職超過率（製造業）



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

## 第一部 総論

### 一 労働経済改善の足どり

#### (二) 改善の継続とその内容の変化(三四年下期以降)

以上のように三四年上期には、生産の急速な上昇を主因として、常用雇用の大幅な増加が三、四月の入職期を中心に比較的早くあらわれ、また賃金も、定期給与が所定外労働時間の急増、定期昇給の実施によって上昇の幅が大きいという現象を示した。下期に入るとこのような基調に加えて、さらに改善の内容について新しい発展がみられた。

すなわち、常用雇用は、入職期の増加が大きかっただけに、七月以降はその増加のテンポがやや鈍ったが、年率換算の増加率では、七～九月約一一%、一〇～一二月約一〇%と着実な増加をつづけた。とくに製造業では、雨期とも一二%前後の高率の増加率を持続した。この期における常用雇用の増加率は、三一年同期の時期にほぼ匹敵している。しかも、下期の雇用増加の中心は小規模事業所から大規模事業所へ次第に移行する傾向をみせ、雇用増加の内容について改善がめだってきた。毎月勤労統計によって事業所規模別の入職超過率(入職率と離職率の差)をみると、上期には中小規模の入職超過率の方が高かったが、下期には大規模事業所の入職超過率が中小規模より高くなった(第六図)。これは繊維、鉄鋼、一般機械、電気機器等の金属機械部門を中心とする大企業が、生産の急速な上昇の持続にともなって、経済の先行き見通しに自信を固め、雇用の増加に踏み切りはじめたことを示すものであろう。

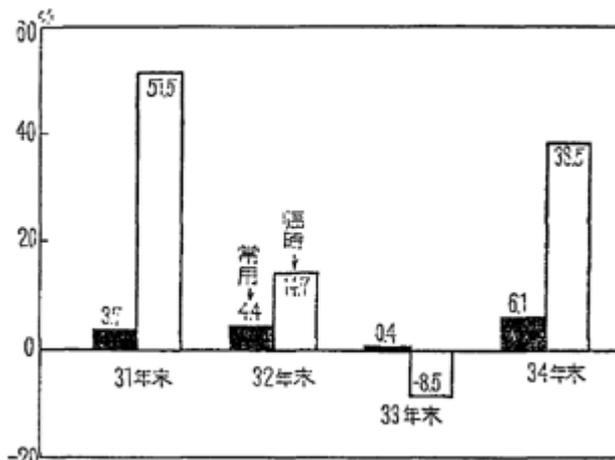
下期に入ると、それまでの景気の回復、上昇過程で経済成長の主要な要素となっていた在庫投資の増勢は漸く鈍化してきたが、他方設備投資の増勢が年末に近づくにしたがってめだちはじめ、輸出や消費需要も堅調を持続した。輸入の増加もそれほど大きくならず、卸売物価も安定をつづけたので、これら最終需要の増勢に支えられて、経済の活況持続の見通しが次第に明らかになってきた。このような安定的な経済拡大の基調の明確化は、大企業の雇用増血を次第に大きくする背景となった。

しかし、三四年における雇用増加には、神武景気の際と同様に、臨時工や日雇労働者の増加がめだち、不安定な雇用増加の面が残されていることも見逃せない。労働異動調査によると、三三年末から三四年末にかけて、製造業の常用工は六%の増加であるのに対して、雇用期間に定めのある臨時工は三九%増加している(第七図)。

大企業からの雇用需要が本格化するにともなって職業安定所における求人、求職のバランスも大幅に改善されていった。公共職業安定所における求人の増加傾向は三三年秋ごろからはじまり、三四年に入ると求人増加の幅も次第に大きくなってきた。しかし、景気後退時に増加した失業者が堆積されていたことの影響で、求人、求職のバランスは、上期には、三二年上期の水準にまでは改善されなかった。しかし下期になると、失業保険金受給者の減少も顕著になり、求職者数が絶対的に減少しはじめる一方、求人の増加基調が製造業を中心としてつづいたため、求人求職のバランスは急速に改善されるにいたった。三四年下半期の殺到率(求人に対する求職の倍率)は、七～九月、一〇～一二月ともほぼ二倍程度で、三一年同期の二・八倍～二・五倍を大幅に下回った(第八図)。とくに大工業地帯では、中小零細企業における若年労働力の入手難、技能労働者の不足というかたちで労働力の不足が広汎化してきた。

第7図 常用臨時別雇用増減率

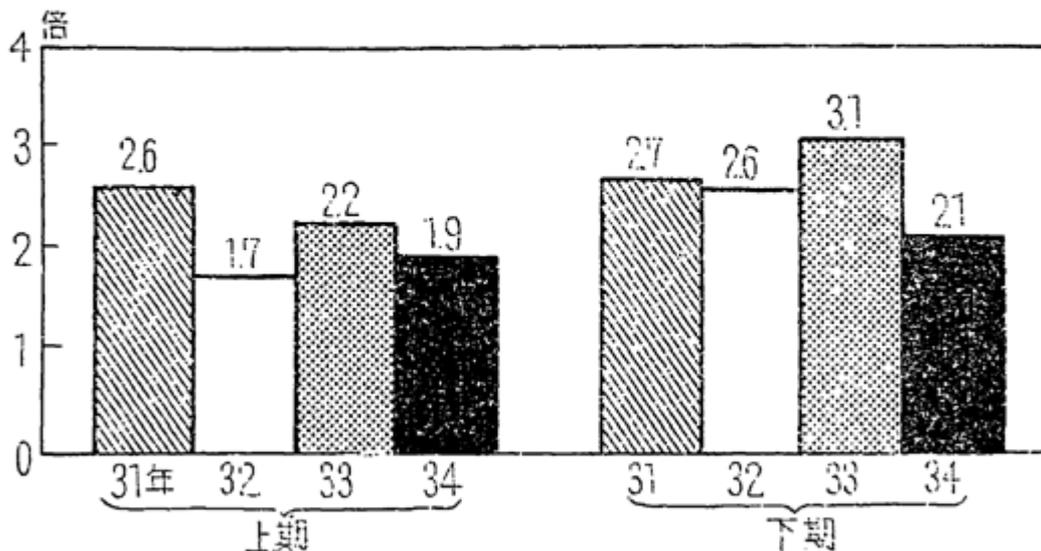
第7図 常用臨時別雇用増減率（製造業）



資料出所 労働省「労働異動調査」

第8図 殺到率の推移

第8図 殺到率の推移



資料出所 労働省「職業安定業務統計」

賃金については、所定外労働時間が三二年のピーク時に接近しはじめるとともに下半期に次第に増勢が鈍化してきたことを主因として、七月以降は定期給与の上昇がやや鈍ってきた。しかし、給与改訂が繊維産業など軽工業部門を中心として下期にもかなり活発であったため、雇用増加によるマイナス要因があったにもかかわらず定期給与はなお漸増傾向を継続した。七～九月、一〇～一二月の定期給与の年率換算の増加率は六%台を維持し、三一年の同期の増勢を上回った。定期給与の漸増傾向に加え、企業収益の好転傾向を反映して、特別給与も前年の停滞から増加に転じた。夏季の特別給与は前年に対して、一二%増加し、年末には一六%と増加の幅が大きくなった。とくに製造業については、夏季が前年に対して一二%の増加であったのが、年末には二四%の大幅な増加となった。この夏季および年末の特別給与の前年に対する増加率は、三一年(夏季が二三%、年末が二六%)のそれよりはかなり低かったが、これには特別給与増加の景気動向とのタイムラグの問題があり、今後企業収益がさらに好転するにともなって増大する可能性がある(第九

図)。

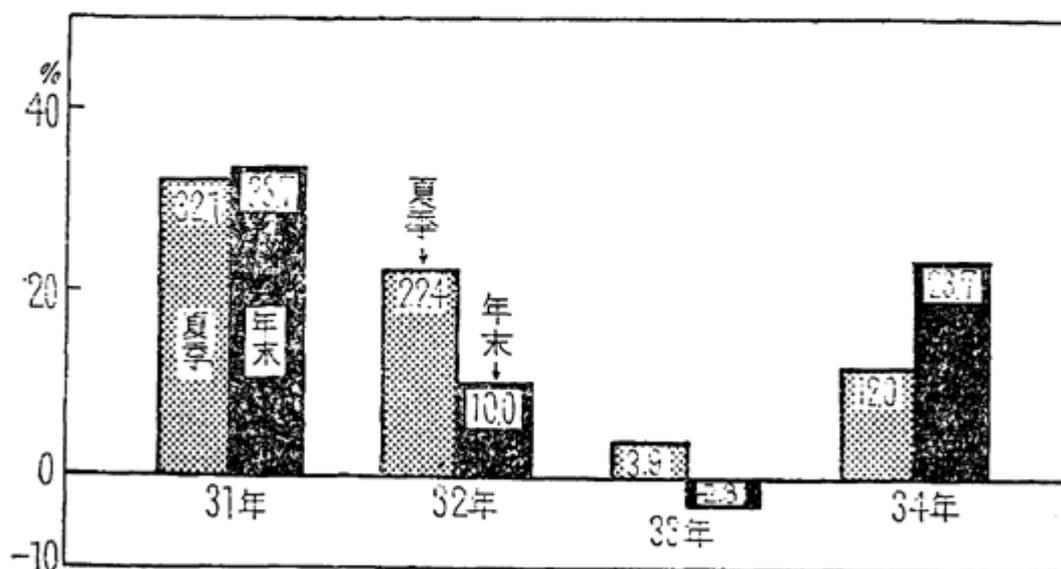
特別給与の増加で注目されるのは、夏季、年末ともに小規模ほどその増勢が強かったことである。三四年には、戦後一貫して拡大してきた規模別賃金格差に縮小がみられたが、特別給与はこのような規模別賃金格差の縮小を強める要素として働いた。

ただ下期から本年にかけて、二回にわたる台風被害の影響による野菜等の値上りと、家賃、電気、ガス、運賃、ラジオ、授業料等の料金関係の値上りの影響が重なって、それまで比較的落ち着いた動きを示していた消費者物価が漸騰の傾向を示しはじめ、これが賃金収入や勤労者の家計の改善に対してマイナス作用を与えている点は注目される。

なお、三四年の雇用、賃金面の動きを産業別にみると、製造業や建設業の第二次産業部門が雇用の増加、賃金の上昇の両面にわたって改善がいちじるしかった。他方鉱業は、前年からひきつづく石炭鉱業の不況によって、雇用は減少をつづけ、賃金の上昇率ももっとも低かった。この間にあって、三三年の景気後退の影響をあまりうけなかった卸売業小売業、金融保険業等の第三次産業では、雇用は前年にひきつづいて堅実な増加を示し、賃金の上昇も、特別給与の増加を中心として前年を上回り、安定した動きを示した(第一〇図)。

第9図 夏季および年末別特別給与の対前年同期増減率

第9図 夏季および年末別特別給与の対前年同期増減率  
(製造業)



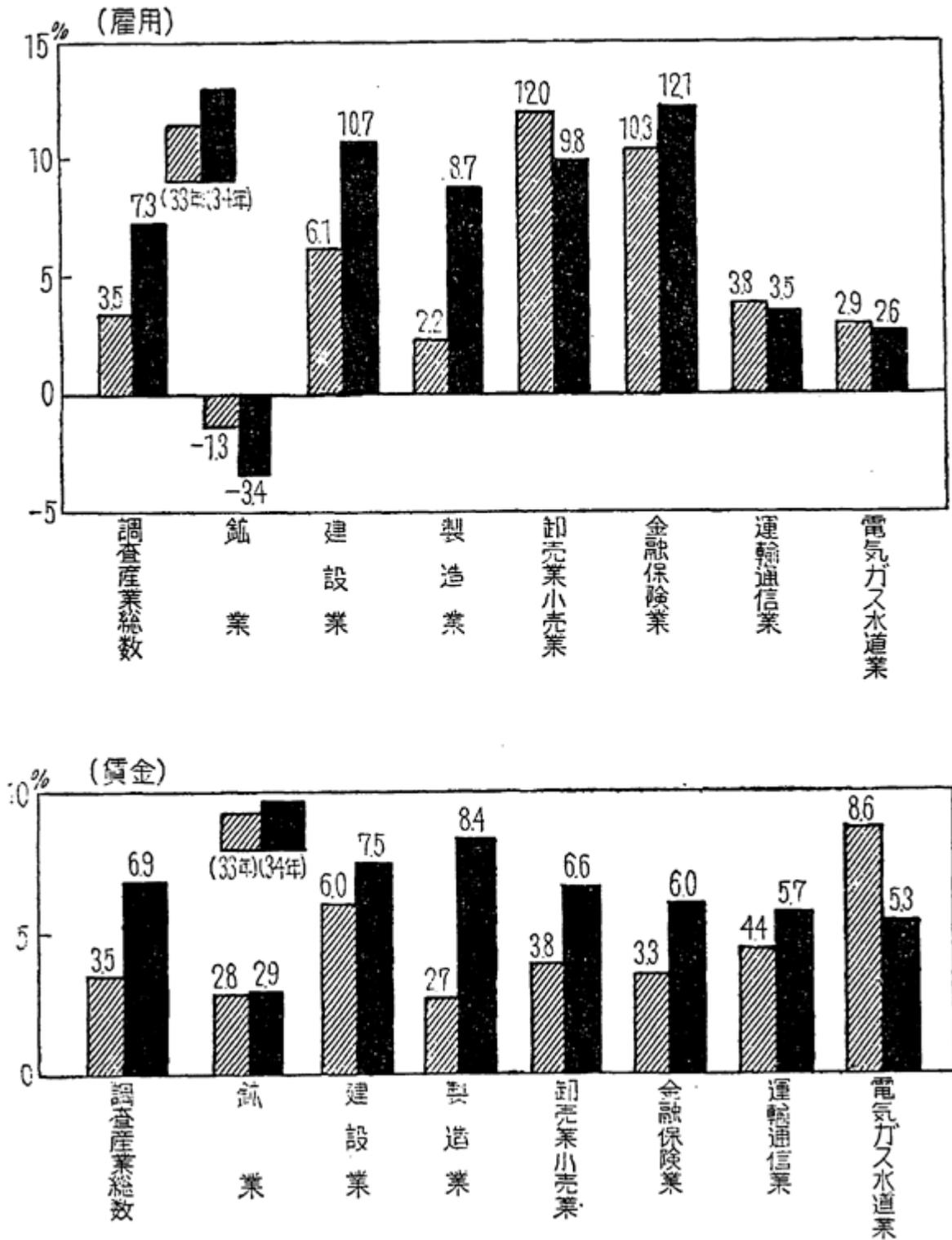
資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

(製造業)最後に勤労者家計の動きについてふれると、ここ数年景気変動の影響をあまりうけず、改善をつづけている勤労者世帯の家計は、三四年にもその傾向を持続した。実収入は、世帯主定期収入の増加、景気好転にともなう臨時収入の増大、および世帯員収入の伸びに支えられて、三四年にも、三三年、三二年と同程度の六・四%の増加を示した。消費支出は、六・三%とひきつづき堅調を持続した。

一方消費の伸びがやや控え目であったため、前年改善がやや停滞した家計収支はふたたび好転し、実収支差による黒字率は前年の一一・六%から一二・九%へとかなりの改善となった。そのほか三四年には、所得階層別の収入や消費の格差が前年とことなっており、やや縮小したことも一つの特徴である。

第10図 常用雇用および賃金の産業別対前年増加率

第10図 常用雇用および賃金の産業別対前年増加率



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

以上のように、三四年の労働経済は年間を通じて改善基調を継続し、改善の分野、内容等についても下期を中心として新しい諸傾向があらわれはじめた。以下では、雇用、賃金、家計面を中心として、労働経済改善の内容を過去の好況期とも比較しながらやや長期的に検討してみよう。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第一部 総論

### 二 改善の内容と特色

#### (一) 雇用増加の要因と特色

---

前述のように三三年に停滞傾向をみせた常用雇用指数は,三四年に入ってふたたび急上昇をみせはじめ,年間の増加率では,神武景気といわれた三一年を上回った。産業別にみても,前年の伸びがとくにいちじるしかった卸売業小売業と,構造的に停滞している鉱業を除いて,各産業とも三一年の年間増加率を上回るか,またそれに匹敵する増加率を示した。

この点,今回の急速な雇用増加テンポはほとんど全産業にわたって進行したとみることができる。このような大幅な雇用増加が,どのような産業分野を中心に生じ,その要因がどこにあったかについて,過去の好況期とも比較しながら検討してみることにしよう。

---

## 第一部 総論

### 二 改善の内容と特色

#### (一) 雇用増加の要因と特色

##### (1) 雇用の大幅増加とその背景

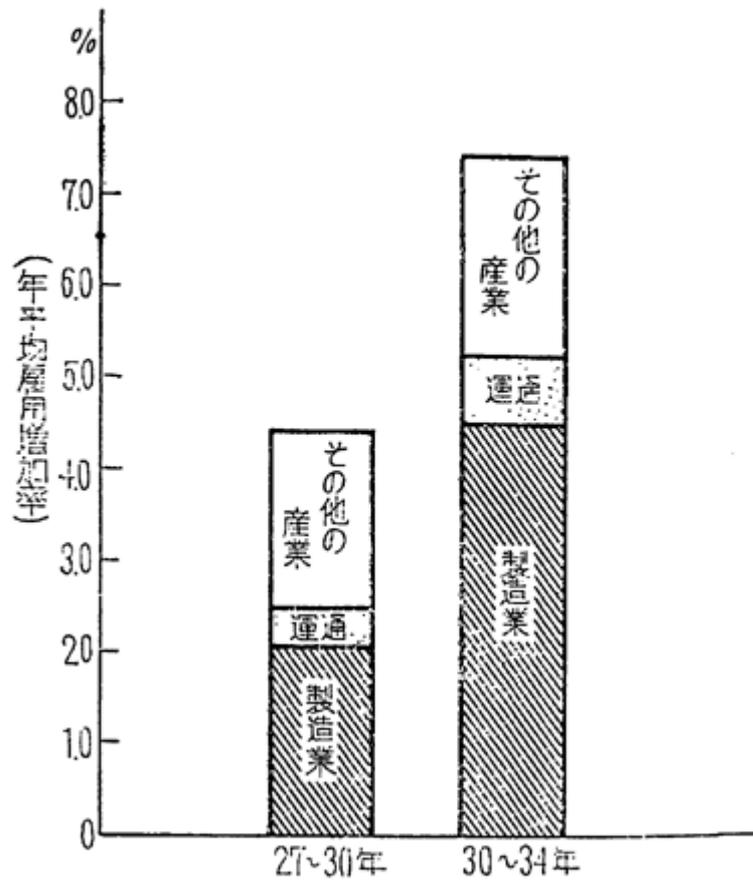
雇用の動向をやや長期的にふり返つてみると、三〇年頃を転機として増加のテンポが急速になつていくことがみとめられる。調査産業総数の常用雇用指数は、二七～三〇年の間は年平均約四・四%の増加率であったのが、三〇～三四年には約七・四%と、七割近く大きくなっている。この三〇年以降の雇用増加率の上昇は、主として三一～二年および三四年の好況時における大幅な雇用増加を反映するものである。二七年以降における三回の好況期について、工業生産が回復段階な終えたあとの好況過程だけをつてみると、二八年から三一～二年および三四年の好況にかけて、雇用増加率は六・一%(年率)から九・一%および一〇・一%へと高くなっており、三〇年以降雇用増加の幅がかなり大きくなってきている。

この傾向は、産業別には、製造業と運輸通信業においてみとめられる。すなわち、年平均の増加率では、製造業の雇用増加率が二七～三〇年の四・六%から三〇～三四年の九・一%へと二倍近く大きくなっているし、運輸通信業は二・四%から四・五%へと増加している。しかし全体の雇用増加に対する影響の程度からみると、製造業における雇用増加のテンポの増大がとくに大きい。各産業の雇用増加を産業全体の雇用増加に対する寄与の程度にひきなおしてみると、第一一図にみられるとおり、他の産業は、三〇年以前と以降で大体同じような雇用増加効果を発揮しているのに対し、製造業のみがいちじるしい増加を示している。したがって、三〇年以降における雇用の大幅な増加は、主として製造業部門における雇用の急増によってもたらされているといえよう。

このような最近の製造業雇用の大幅増加をもたらした要因としては、第一に、工業生産の増加テンポが三一年のいわゆる神武景気以降急速に大きくなっていることがあげられ、第二には、この神武景気以降における生産拡大の過程で、全体としての限界雇用係数(生産増加一単位当り雇用増加数)がほとんど低下しなかったことがあげられる。生産増加のテンポを二八年以降における三回の好況期について比較すると、二八年の好況から三一～二年および三四年の好況にかけて、月平均増加率は一・七%から二・三%および二・八%へと高まってきており、好況過程を経るごとに生産増加のテンポが高くなっている。一方限界雇用係数の推移については、たとえば生産指数と雇用指数の相関々係からこれをみると、第一二図に示すごとく、二八年以降ほとんど変化していない。

#### 第11図 雇用増加率の産業別内訳 (産業大分類別)

第11図 雇用増加率の産業別内訳  
(産業大分類別)

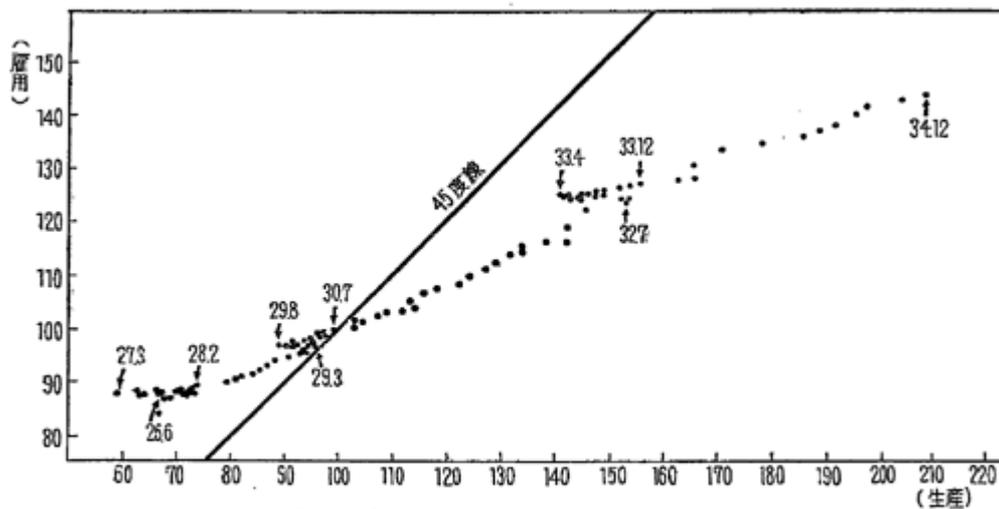


資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 「運通」は運輸通信業の略

第12図 製造業における雇用と生産の関係

第12図 製造業における雇用と生産の関係



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

通産省「通産統計月報」

- (注) 1) 季節性を除去した生産指数と雇用指数(いずれも30年平均=100)をそれぞれ横軸と縦軸にとり、月別に相関させた  
 2) 図中の数字は年月を示す

最近の工業生産の飛躍的拡大は、後述するように、三〇年以降における技術革新的設備投資の増大と耐久消費財需要の急増とに基づく機械工業の発展によってもたらされているのであるが、最近の雇用増加テンポの急上昇も、この機械工業の急速な発展が主たる要因となつていると考えられる。そこで以下、この点についてさらに検討してみよう。

## 第一部 総論

### 二 改善の内容と特色

#### (一) 雇用増加の要因と特色

#### (2) 機械工業における大幅雇用増加

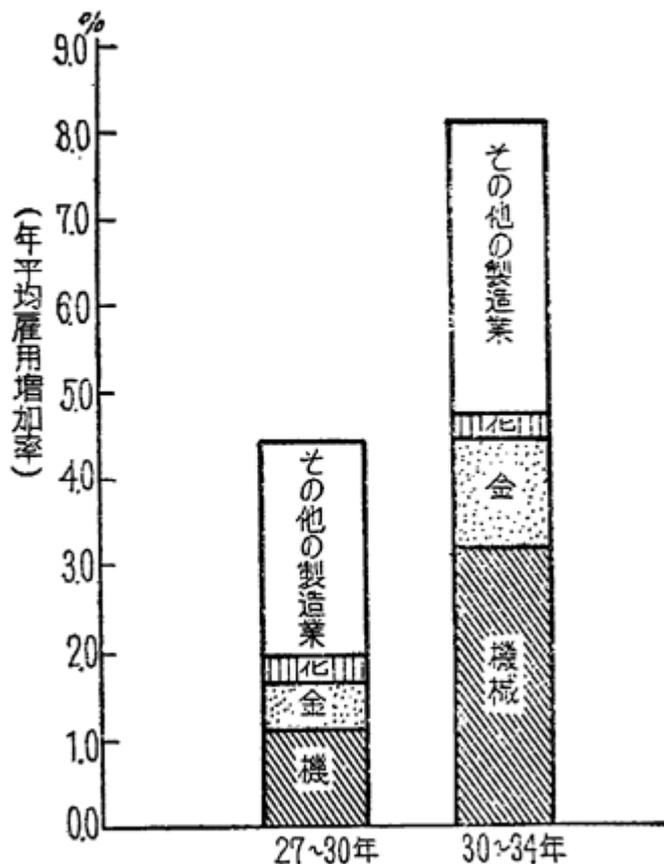
製造業の常用雇用は、三四年に約一三%増大したが、これを産業別にみると、電気機器の増加率が三三・五%で飛び離れて大きい。この他では、家具、ゴム、鉄鋼、機械、食料品、金属製品、輸送用機械等の増加率が大きかった。全般的には金属機械産業の増加がめだち、非鉄金属(一二%増)をのぞいて、これらの産業はすべて製造業平均以上の増加率を示した。とくに全体の雇用増加に対する寄与の程度からみた場合、金属機械における雇用増加の影響は大きく、製造業全体の雇用増加分一三・〇%のうち約八・二%(うち機械工業だけで約六・一%)をしめている。三一年は製造業の常用雇用が年間約一一・九%増加しているうち、金属機械産業による増加分は約五・六%(機械工業だけでは約四・一%)であった。金属機械産業における雇用増加は、相対的な割合においても、また絶対的な増加の幅においても、三一年よりも三四年が一層大きくなっている。

長期的な観点からみると、三〇年以降、金属機械産業の雇用増加率が大幅に高くなっており、これが製造業全体の雇用増加を支える大きな要因となっていると考えられる。三〇年以前と以降に分けて製造業内部における雇用増加の状況をみると、二七～三〇年の間は製造業全体の雇用増加率四・六%(年率)のうち、金属機械産業によってもたされた増加は約一・六%(機械工業のみで約一・二%)にしかすぎなかったのに対し、三〇～三三年には全体の増加率約九・一%のうち約五・一%(機械工業だけで約四・〇%)が金属機械産業によってもたらされるようになっている(第一三図)。

ところで、以上のような金属機械産業の大幅な雇用増加をもたらした要因としては、この部門の生産の拡大が第一にあげられる。しかし同時に、この門の雇用係数が相対的に大きいことが、重要な要因になっている点を見逃すことができない。

#### 第13図 雇用増加率の産業別内訳

第13図 雇用増加率の産業別内訳  
(製造業主要部門別)



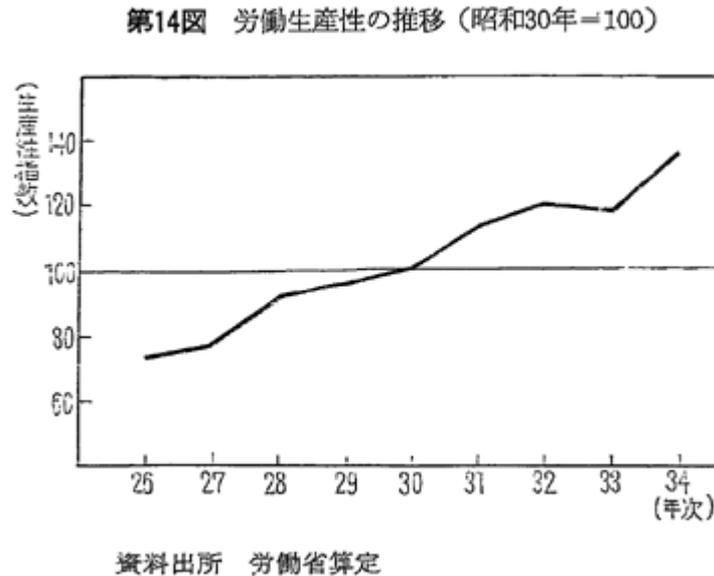
資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」  
(注) 「化」は化学、「金」は金属、「機」は機械の略

金属機械産業の生産は、いわゆる神武景気以降文字通り飛躍的な増大を示しており、三四年末にはこれらの産業の生産指数は、並み基準時(三〇年)の二倍を突破している。金属機械産業以外で生産指数が基準時の二倍を超えているのは、石油石炭、ゴム、およびその他の製造業の三業種にすぎない。なかでも電気機器の生産増加は目覚しく、神武景気以降三二~三年にもほとんど停滞を示さず、三三年の後半に入ってから、まさに画期的ともいふべき増加テンポを記録し、生産指数は三〇年の六倍を超えている。このような金属機械産業の生産増加を製造業全体の生産動向の中でみると、二八年当時の好況過程では生産が年率で二〇・七%増加したうち、機械工業による増加が約六・四%、金属産業による増加が約四一%、化学関係による増加が三・四%、その他の軽工業産業による増加が約六・八%であった。ところが、たとえば三一~二年には、年率二七・八%の生産増加のうち、機械工業による増加が約一二・三%、金属産業による増加が約三・六%、化学関係による増加が約三・八%、その他の軽工業産業による増加が約八・一%となっていて(三四年は年率三四・〇%のうち、機械工業による増加が約一一・六%、金属産業による増加が約六・八%、化学工業による増加が約三・九%)、三〇年以降における生産増加率の上昇が主として機械工業の生産増加によるものであることがはっきりとらえられる。

このような機械工業の生産の増加は、この部門の雇用を大幅に増進させるとともに、製造業全体としての限界雇用係数の低下を防ぐ役割を果たした。三一年以降における機械工業の発展は、技術革新の進展にともな

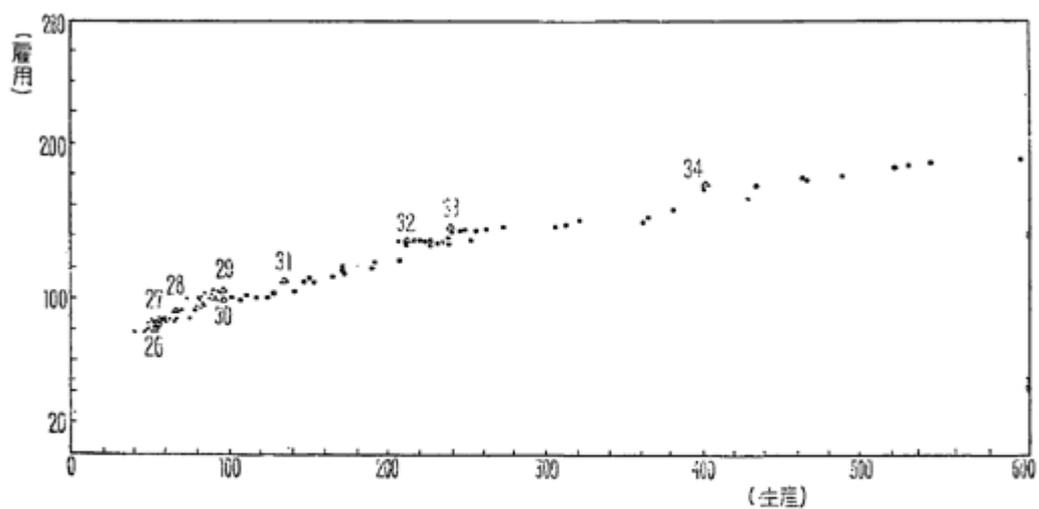
う産業設備投資の活潑化と耐久消費財需要の増大とによってもたされたものであるが、このような合理化、オートメーション化の進行過程においては、労働生産性は急速に上昇し、限界雇用係数は相当低下するものと考えられる。事実、労働生産性指数は、第一四図に示す如く、三一年以降かなり顕著な上昇傾向を示しているし、また限界雇用係数は、たとえば最近とくに発展の目覚しい電気機器についてみると、第一五図に示す如く、かなり低下してきている。それにもかかわらず、製造業全体としては、先に第一二図にみた如く、二八年以降ほとんど低下していない。これは三一年以降における生産増加の中心をなしている機械工業の雇用係数が相対的に高く、これが全体の限界雇用係数を引上げる効果をもったからであると考えられる。

第14図 労働生産性の推移



第15図 電気機器製造業における生産と雇用の関係

第15図 電気機器製造業における生産と雇用の関係



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

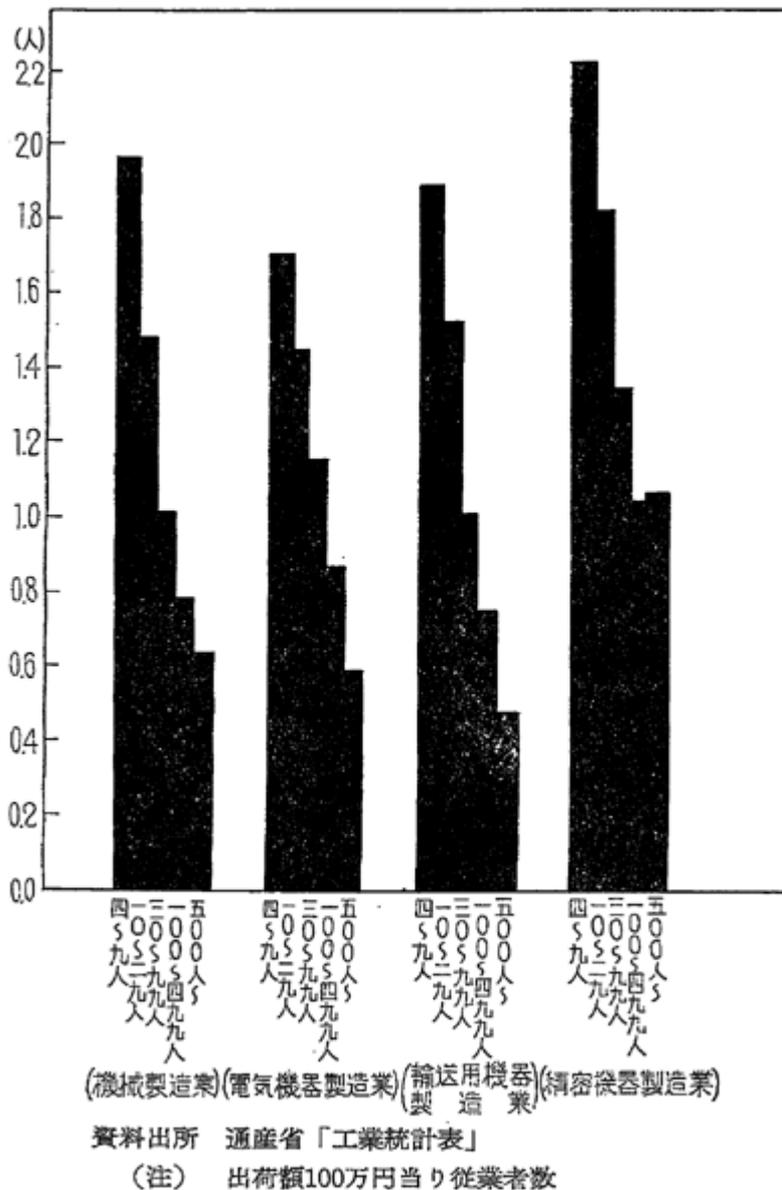
通産省「通産統計月報」

(註) 1) 生産指数と雇用指数 (いずれも30年平均=100) をそれぞれ横軸と縦軸にとり、月別に相関させた

2) △印は各年4月の水準を示し、数字はその年次を示す

第16図 機械工業規模別出荷額当り従業者数

第16図 機械工業規模別出荷額当り従業者数（昭和31年）



合理化、オートメーション化の進行の過程で、このように全体としての限界雇用係数がほとんど低下しなかったということは、合理化ないしオートメーション化は、その部門だけに限ってみれば労働節約的效果をもつが、しかし、合理化需要にもとづく機械工業の発展等の間接効果も含めて考えると、必ずしもそうではないことを示したものと注目される。

機械工業の限界雇用係数の高いことについては、充分の資料がなく推定の域を出ないが、たとえば「産業白書」の平均雇用係数によっておおよその傾向をみると、第一表のとおりで、機械工業の雇用係数は食品産業や繊維工業等の代表的軽工業部門よりもいじり高く、木製品工業や窯業とならんで製造業中ではもつとも高くなっている。

機械工業の労働集約的性格は、諸外国においてもみうけられるところであり、機械工業自体の性格に由来する面も確かにある。しかし、現在のわが国の機械工業がもつこのように高い雇用係数は、むしろわが国機械工業の後進性と中小企業性に根ざしている面の方がより強いであろう。

工業統計表(三一年)によつて規模別に単位出荷額当りの従業者数を比較すると、第一六図に示すごとく、機械工業の各部門とも、規模によりいじりしい差がみられ、とくに輸送用機器などは、一、〇〇〇人以上と一〇人未滿で四倍近くも開いている。しかも、わが国の機械工業は、五〇人未滿規模の従業者数が全体の二～四割をしめていて、先進諸外国に比して、小規模事業所の比重がいじりしい高い。わが国において将来労

働力の有力なる吸収源として機械工業をとりあげる場合、この点に関し充分の留意を払っておくことが必要であろう。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第一部 総論

### 二 改善の内容と特色

#### (二) 賃金上昇の性格

---

三四年の賃金動向が年間を通じて強い増勢を持続したことは前述した。ここでは三四年の賃金上昇の程度や内容を前回の好況期である三一年ないし二八年と比較しながら賃金動向の長期的な変化のなかでしめる三四年の位置を明らかにしてみよう。

---

## 第一部 総論

### 二 改善の内容と特色

#### (二) 賃金上昇の性格

##### (1) 賃金上昇の程度とその内容

第1表 平均雇用係数

第1表 平均雇用係数  
(昭和30年)

産 業	雇用(人) 係数(百万円)
食 料 品	0.570
紙 印 刷	0.832
木 製 品	2.289
ゴ ム 製 品	0.696
紡 績 業	0.419
織 造 業	0.652
窯 業	1.730
化 学 製 品	0.339
石 炭 製 品	0.171
石 油 製 品	0.104
鉄 鋼	0.162
鉄 鋼 製 品	1.086
非 鉄 金 属	0.423
機 械	1.383

資料出所 通産省  
「産業白書」

三四年の賃金動向を三一年と比較すると多くの点で類似した面がみられる。それは、1)賃金上昇率が兩期についてほぼ同一であったこと、2)企業収益との関係では労働者に対する分配の比率が低下したこと、3)賃金増加の内容では特別給与や超過勤務給の増加の比重が大きかったことの三点に要約される。

## 第一部 総論

### 二 改善の内容と特色

#### (二) 賃金上昇の性格

##### (1) 賃金上昇の程度とその内容

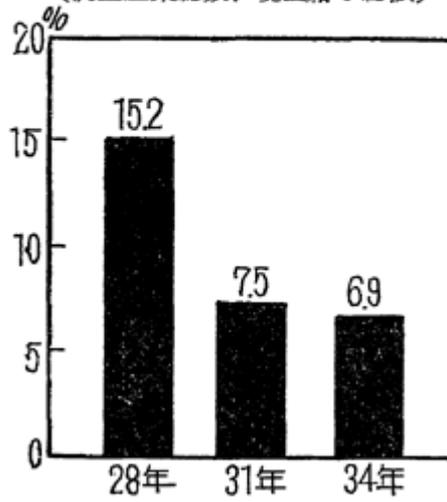
##### (イ) 賃金上昇率の程度

まず第一の点については、三四年の賃金上昇率を以前の好況期に比べると第一七図のとおりで、三四年はほぼ三一年と同程度であったが、二八年に比較するどいちじるしく低い。もっとも三一年と三四年では、雇用増加の程度の相違や、後述のように特別給与の増加のタイムラグの問題があるので、三一年より三四年の方が実質的な賃金増勢ではやや強かったとも考えられる。しかしいずれにせよ、二八年の場合と三一年以降とでは賃金上昇率に明らかな屈折がみとめられる。二八年当時では賃金水準がまだかなり低く、また消費者物価がいぜん大幅な上昇を示していた段階であったことが、当時の高い賃金上昇の背景であったと考えられる。すなわち、戦後の賃金が、戦前水準に達したのは二七、二八年頃であり、したがって、この時期までは生活面からの賃金引上げの要請が強かったと考えられるし、一方、消費者物価も上昇のおくれでいた公価の改訂などで騰貴率が大きかった。

しかし、これと同時に三一年以降と二八年とでは、雇用増加によって賃金支払総額が増加する程度が異っている点も考慮されなければならない。すでに前項でのべたごとく、三一年、三四年の好況期の雇用増加の程度は二八年をしのいでおり、したがって、両時期の賃金支払総額の増加率では、平均賃金の増加率にみられるほどの大きな差異はない。三一年、三四年では、賃金の上昇は小さかったが、雇用増加が大きいためそれによる賃金源資の増加分が全体の賃金支払総額の増加に寄与する程度は二八年よりかなり高くなっている。この関係の数値を一応試算すると、賃金支払総額の対前年増加率は二八年約二割、三一年、三四年各一・五割となる。ところが、各増加率中雇用増によって生じたものの割合は、雇用の純増分がすべて賃金の低い新規入職者によってまかなわれたものと仮定してみると、二八年は一割五分程度であったのに対し三一年、三四年にはいずれも三割程度に高まっている。つまり、三一年、三四年の場合には、景気の上昇が労働経済に対し以前の時期に比べ賃金上昇という面よりも雇用増という面で一層強く寄与したことをあらわしている。

#### 第17図 好況期の賃金上昇率

第17図 好況期の賃金上昇率  
(調査産業総数、現金給与総額)



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

## 第一部 総論

### 二 改善の内容と特色

#### (二) 賃金上昇の性格

##### (1) 賃金上昇の程度とその内容

##### (ロ) 分配率の低下

三一年と類似している第二の点は、企業収益との相対関係でみると、賃金の上昇に遅れがみられ、分配率が低下していることである。わが国の分配率は好況期には低下し、景気後退期には上昇するという変化をみせながら長期的には一貫して低下する傾向がみられる。日銀の「主要企業経営分析」によると、製造業の分配率は二八年当時より三一年当時が低く、また最近では三四年上期は三二年上期(当時の最低期)より低い水準を示している。しかしこのような最近における分配率の低下が、必ずしも企業収益性の増加と直接結びついていない事情があることも考慮しなければならない。企業の旺盛な設備投資と企業規模の拡大にともなって、最近、企業の総資産とくに固定資産は大幅な増加傾向をつづけている。この影響で資本の回転率ないし資本の投資効率(総資本に対する付加価値の割合)は、三四年においてもそれほど上昇せず、三一年の好況当時よりなお低い水準にある。すなわち、企業にとっては一定額の売上高、付加価値額を生産するためにより多くの資本が必要となる傾向が強まっていることを示している。このため分配率の低下にもかかわらず、総資本収益率は、三四年の好況下にも三一年当時よりやや低い水準にとどまっている(第二表)。

このように、分配率の低下は企業の収益性が高まった結果起ったというよりも、資本蓄積の反面を示すという側面をも(%)っている。付加価値構成の推移をみると、投下資本の増大にともなって減価償却費や金融費用の割合が増加し、とくに自己蓄積の低いわが国の現状を反映して金融費用の割合の増大がいちじるしい。分配率は三一年当時より低下しているが、以上のような要素を考慮すると賃金が企業収益の回復に対していちじるしくたちおくれでいるとは必ずしも考えられず、三一年とほぼ同様な好況期の特徴を示しているものといえよう。

第2表 分配率と収益関係指標の推移

第2表 分配率と収益関係指標の推移(製造業)

	28年	28年	31年	31年	32年	34年
	上期	下期	上期	下期	上期	上期
分配率(%)	49.3	46.9	47.6	45.8	45.3	44.2
総資本収益率(%)	8.4	9.0	7.2	8.4	7.7	6.0
総資本回転率(回)	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8
総資本投資効率(%)	—	—	—	31.9	30.1	27.2

資料出所 日本銀行「主要企業経営分析」

(注)

- 1) 分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額  
付加価値額 = 人件費 + 金融費用 + 賃借料 + 減価償却費 + 租税公課 + 純益
- 2) 総資本投資効率 = 付加価値額 ÷ 総資本

第3表 賃金総額の増加額中にしめる特別給与の割合

第3表 賃金総額の増加額中にしめる特別給与の割合（製造業） (%)

	27— 28年	30— 31年	33— 34年
現金給与総額の増加率	12.1	9.3	8.4
増加額中に占める特別給与の割合	17.4	41.0	32.3

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

## 第一部 総論

### 二 改善の内容と特色

#### (二) 賃金上昇の性格

##### (1) 賃金上昇の程度とその内容

##### (ハ) 特別給与,超過勤務給の役割の増大

第三は、賃金増額中にしめる特別給与,超過勤務給の比率が大きいことである。

まず特別給与の役割についてみると、二八年の場合には賃金上昇の大部分は定期給与の増加によるものであって、特別給与の役割は小さかった。しかし、三一年、三四年には、その役割が大幅に強まり、三四年の製造業では、賃金上昇率八・四%のうち三割強は特別給与の増加によって引きおこされている(第三表)。

特別給与の役割が大幅に強まったのは、二九～三〇年頃を転機にしてベースアップの役割が相対的に低くなったこと、それ以後の好況期には賞与などの特別給与が大幅に増加していることを反映するものである。しかし、第三表にみられるように三四年の特別給与の賃金全体の上昇に対する寄与率は、三一年に比較すれば約一割見当小さい。この点については、三四年には新規入職者の増加が大きかったことが特別給与の上昇を抑制した面があることや、景気の上昇ないし企業収益の好転と特別給与増加の時間的ずれなどの問題を考慮する必要がある。たとえば、前者については、特別給与は職階的に配分される面が強く、新規入職が大きかった金属機械関係産業などで、他産業に比べ特別給与の伸びが小さいのは、この影響がかなり作用していると考えられる。また後者については、三四年の夏季に比べ年末の特別給与の増加率が高くなっており、景気上昇とある程度のタイムラグをもつ傾向のある特別給与は今後なお増加する可能性がある。これらの点を考慮すると、特別給与が賃金上昇に対しきわめて大きな役割を果たした点では三一年と三四年とは大差がないといえよう。

超過勤務給も特別給与とならんで賃金上昇に対する役割を増大させている。給与構成調査によつて製造業の各年九月の定期給与の上昇中に占める超過勤務給の役割をみると(第四表)、二八年にくらべ三一年、三四年は一段と高くなっている。超過勤務給を増加させる要因は、いうまでもなく景気上昇だし生産拡大に対処してとられる残業時間の増加である。所定外労働時間はわが国では景気の回復あるいは上昇局面では雇用や賃金の諸指標に先行して上昇する性格をもっている。三四年の所定外労働時間は、製造業で前年に対し年平均一七・〇%と大幅に増加し、三一年の増加二一・一%よりにやや小さいが、二八年(一〇・九%増)にくらべると、その増加の幅は二倍近い。所定外労働時間の増加が直接賃金(定期給与)を押し上げた程度を年平均について推定してみると、三一・三四両年間では大差がなく、各々前年に対し二%強であったとみられる。

第4表 定期給与の上昇中にしめる超過勤務給の割合

第4表 定期給与の上昇中にしめる超過勤務給の割合

(製 造 業)

比較時点	定期給与増加額 (A)	超過勤務給増加額 (B)	B/A × 100
27年9月—28年9月	1,895 円	432 円	22.8 %
30年9月—31年9月	1,248	449	36.0
33年9月—34年9月	1,198	544	46.2

資料出所 労働省「給与構成調査」

(注) 本調査は調査対象に変更があるため実額は直接比較できない

なお、超過勤務給とならんで奨励給など生産の増大と直接結びついている給与も景気上昇期には増加するが、この種の給与は長期的には次第にその比重が低下しており、賃金上昇に対する役割も小さい。

賃金上昇率が二八年に比較して低く、また特別給与や超過勤務給による賃金増加部分が高まっていることは、反面においてベースアップによる賃金上昇の程度が低くなっていることを示している。二九～三〇年ごろを転機として賃金上昇率が屈折したのはこのためである。特別給与や超過勤務給の役割が増大したことは、賃金上昇要因のなかで相対的に不安定な要素の比重が高まっていることを意味している。その点で、三四年の賃金上昇の内容には、三一年の場合と同様に問題点が残されていると見てよいであろう。

## 第一部 総論

### 二 改善の内容と特色

#### (二) 賃金上昇の性格

##### (2) 定期昇給,ベースアップの役割の若干の増大

以上のように,三四年の賃金上昇には特別給与や超過勤務給の役割が大きかったが,三一年と三四年だけの比較では,給与改訂や昇給という積極的な上昇要因がやや強まった傾向がみられる。

定期給与の上昇率を三一年,三四年間で比較すると,調査産業総数では五・一%,五・五%,製造業では六・四%,六・八%であつて三四年がやや高いとみられる。この上昇率の相違は,雇用増加の影響をのぞいてみると一層大きくなると思われる。

厳密なものではないが,雇用増加の影響をのぞいた定期給与の上昇率を一応試算してみると(試算方式については各論の賃金の項第一四六頁参照)製造業ではなまの数値では三一年に比べ三四年はあまり差異がなかったが,試算数値では上昇率で三四年が約二ポイント高く,三四年では雇用増加が賃金上昇におよぼす影響が大きかったことをあらわしている。産業別には,雇用増加が大きかった鉄鋼や電気機器などでは,なまの数値でみると三一年より三四年の上昇率は低いが,試算数値によると逆に三四年が高くなる。このような試算数値によってみると,ほとんど大部分の産業で三一年より三四年の上昇率が高まっており,なかでも右の二産業をはじめ,金属製品,窯業,土石,ゴム,出版印刷,衣服,繊維などではその程度がいちじるしい。これは,これらの産業分野を中心として,三四年には賃金改訂や昇給がかなりおこなわれたことをあらわしているといえよう。給与改訂や昇給の影響が強まったことの要因としては,昇給制度が比較的整備されている金属機械関係が今次好況の中心産業であったことと,好況下の労働市場の緊張によって賃金引上げの要因が相対的に賃金の低い軽工業分野において強まったことがあげられる。とくに中小企業については,三二~三三年の景気後退の影響が大企業に比べて軽く,その後も消費需要が一貫して増加基調を継続していること,技術革新の進展などで大企業への系列化がすすみ,生産設備の改善や近代化が進展していることなどによって,企業の収益力も改善を示し,それによって賃金引上げがある程度可能であったとみられる。

なお,中小企業の多い金属機械関係産業や軽工業分野の賃金の上昇率が高まっていることを反映して,従来一貫して拡大しつづけてきた規模別平均賃金格差が三四年には拡大を停止し,ないしは部分的には縮小をみせるという注目すべき現象を示した。「毎勤」の定期給与の変動理由をみても,三四年には中小企業でも昇給や給与改訂の作用が強まっていることがうかがえる(第五表)。

三四年の賃金動向は,以上のように三一年とはその程度や性格において基本的には同じような好況下の諸特徴をあらわした。しかし給与改訂や昇給の作用については,三一年よりも,三四年の方がいくぶん強いという傾向もみられた。賃金(%)の上昇は特別給与やベースアップにみられるように,景気ないし企業経営の好転に対しある程度の時間的ずれをもってあらわれる面があり,三五年春の主要労組の賃上妥結状況をみても,石炭や造船など景気が好転していない産業以外のところでは,三四年春を四〇〇円あるいはそれ以上とかなり大幅に上回る妥結額を示している場合が多い。したがって,三四年の景気上昇の賃金面に対する影響が三五年になって一層強くあらわれてくる可能性もあり,今後の賃金動向が注目される。

第5表 定期給与の増加理由

第5表 定期給与の増加理由

(製造業) (%)

規模	年	昇給	給与改訂
500人以上	31年	4.7	3.0
	32年	4.7	3.1
	34年	5.1	4.3
100~499人	31年	3.4	2.3
	32年	3.7	2.7
	34年	4.0	3.0
30~99人	31年	2.3	2.6
	32年	2.6	2.9
	34年	2.9	3.1

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 昇給又は給与改訂によって定期給与が3%以上増加した事業所の割合

## 第一部 総論

### 二 改善の内容と特色

#### (三) 家計改善の内容と低所得多就業問題

前述のように勤労者の家計は、三四年においても前年にひきつづいて堅調な改善傾向を継続した。

ここ数年の動きを振り返ってみても、勤労者の家計は経済の好況、不況の影響をあまりうけず、ほぼ着実な改善基調を継続しており、これは個人消費の一貫した堅調をつうじて景気変動に対する下支え的要素、経済の堅実な拡大を促進する要素として働いている。

最近における家計改善の内容は、消費水準の着実な上昇とならんで、消費内容の高級化傾向がかなり顕著に進み、他方それと併行して、家計収支の改善、家計の黒字率の上昇が進んでいることに要約される。

第6表 消費増加額中にしめる各費目の割合

第6表 消費増加額中にしめる各費目の割合(30~34年)

費目	増加額		構成比	
	円	%	円	%
消費支出計	5,862	100.0		
食料	1,221	20.8		
(穀類)	△ 189	△ 3.2		
(その他の食料)	1,410	24.0		
住居	1,467	25.0		
(家賃地代)	302	5.2		
(家具什器)	905	15.4		
(その他)	260	4.4		
光熱	138	2.4		
被服	662	11.3		
雑費	2,374	40.5		

資料出所 総理府統計局

「家計調査」

(注) △印は減少

三〇年と三四年を比較すると、消費水準は約二四%上昇しているが、他方、家計の黒字率(実収支過不足額の実収入に対する比率)は一八・二%から一二・九%へと高まった。消費内容の変化の面では、三〇年から三四年までの消費支出の増加のなかでは、高級食品、耐久消費財を中心とする家具什器、雑費(教養娯楽交際費等)での増加が大きい。他方、穀類や光熱費はほとんど増加をみせず、消費の高級化傾向が急速に進んでいることをあらわしている(第六表)。

しかし、このような最近における勤労者家計の改善も、勤労者内部の諸階層によってその度合や到達した絶対的な家計水準にかなりの相違がみられる。労働者が家計の主な担当者である勤労者世帯では、世帯主で

ある労働者には中年層の比重が大きいと考えられるが、わが国の場合には、企業規模や学歴等の相違による賃金の開きは、中高年齢層ほど大きくなる傾向がある。したがって、勤労者世帯の家計の改善については、勤労者内部の諸階層間の相違が充分検討されねばならないであろう。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第一部 総論

### 二 改善の内容と特色

#### (三) 家計改善の内容と低所得多就業問題

##### (1) 収入階層別にみた家計の改善状況

三〇年以降三四年までの勤労者家計の改善状況を低所得世帯と高所得世帯にわけると、第一に低所得層ほど収入の伸びが小さく、消費改善の程度も低いこと、第二に消費改善の内容について高所得層と低所得層とはかなりの相違がみられること、の二点が指摘される。

総理府統計局の家計調査によつて、実収入の五分位階層別の家計状況をみると、第七表のとおり、実収入、世帯主収入、消費支出のいずれについても低所得世帯の伸びは小さく、なかでも消費支出の差は大きい。年次別にみると、三四年には収入や消費支出の増加が低所得層で大きかった事実もみられるが、三〇年以降の長期的な傾向としては、低所得層の家計の改善は相対的に低位にあるといつてよいであろう。

第7表 収入階層別家計改善率

第7表 収入階層別家計改善率  
(34年/30年) (%)

所得階層	実収入	世帯主収入	消費支出
低所得世帯	26.0	24.6	17.7
中所得世帯	26.5	26.3	25.9
高所得世帯	27.4	30.2	27.0

資料出所 総理府統計局「家計調査」

(注) 低、中、高所得世帯は、家計の実収入5分位階層の第1、第3、第5階層

しかし、収入や消費の増加が低所得層でもこの数年間かなり進んでいることも見逃せない事実である。問題は、階層別にみてその改善の内容がどのような相違があるかということであろう。その点を、消費の面についてよりくわしくみると、消費改善の内容が高所得と低所得層ではかなり異なっていることがみられる。第八表は三〇年から三四年までの消費支出の増加がどのような費目の増加によって生じたかを、所存階層別に示したものである。高所得世帯と低所得世帯を対比すると、食料、住居および雑費等を中心として消費改善の内容にいちじるしい相違がみられる。

低所得世帯では、穀類以外の食料および住居費のなかの家賃地代の支出増が大きいのに対し高所得層では、住居費のなかの家具什器、雑費に対する支出増が大きくなっている。雑費の支出増は低所得層でもかなり比重が高いが、これは、同費目の中にある程度生活必需的な費目(たとえば保健医療費、理容衛生費、交通通信費、教育費等)が含まれているため、同じ雑費といつても高所得層ではより文化的な支出(たとえば教一養娯楽費、交際費等)の比重が高い。

この傾向は三〇年から三四年の消費改善が所得階層によってかなりその段階を異にしていることを示している。すなわち、低所得層では主食の充足を終えて、副食、嗜好品類の消費増加や、住居条件の改善、家賃、地代の値上りにともなうそれらの費目の支出増が消費増加の中心であるのに対し、高所得層では、そのような消費改善の段階は一応終り、耐久消費財を中心とする家具什器に対する支出増、教養娯楽費や交際費の支出増の比重が高まり、より高級な生活内容への移行の段階に入っている。

第8表 消費支出増加額中にしめる各費目の割合

費目	低所得世帯	中所得世帯	高所得世帯
消費支出計	100.0	100.0	100.0
食料	27.4	23.2	15.3
(内) 穀類	△ 2.0	△ 4.0	△ 3.7
その他	29.4	27.2	19.0
住居	25.1	25.8	26.0
(内) 家賃地代	13.1	6.2	2.4
家具什器	7.3	16.4	18.8
その他	4.7	3.2	4.8
光熱	1.1	2.9	2.0
被服	10.2	9.7	13.1
雑費	36.2	38.4	43.6
(内) 保健衛生、交通費等	9.0	6.6	4.7
教育、文房具	0	1.9	4.1
教養、交際	11.0	11.0	14.4
その他	16.2	18.9	20.4

資料出所 総理府統計局「家計調査」

- (注) 1) 所得階層については前表注参照  
 2) 住居の「その他」には住宅修繕、水道料が含まれる  
 3) 雑費の保健衛生、交通費等のなかにはたばこを含む。「その他」には仕送り損保料を含む  
 4) △印は減少

中所得層は両者のほぼ中間的位置にあるが、三三年ごろから中所得層についても高所得層とほぼ同様の消費内容の変化が、家具什器類、雑費に対する支出増というかたちであらわれている。一方、高所得層におけるこれらの費目に対する消費の増勢は次第に鈍化する傾向をみせ、そのため、家具什器、雑費等に対する所得階層別の支出増加の寄与の程度は、中所得層に次第に比重を移しつつある(第九表)。高所得層では耐久消費財や教養娯楽関係の文化的支出が、三三年ごろで一応充足された段階に達したと推定され、これらの支出増加の中心が最近では次第に下位の所得層に移りつつあるといえよう。しかし、低所得層については三四年においても消費増加の中心が食料の質的改善の段階にとどまっており、耐久消費財や教養娯楽関係の支出がいちじるしく増加するまでにはいたっていない。

このような消費改善の段階の相違は、家計収支バランスの面と総合して考えると一層明らかになる。三〇年以降の長期的傾向でみると、低所得世帯でも、家計収支バランスは漸次改善されてきているが、実収支バランスはなお全体としては、赤字または漸く均衡する段階にあるにすぎない。これに対し高所得世帯では、黒字の額や率が年年着実に上昇をみせている(第一〇表)。つまり、低所得世帯では、食料消費の質的改善がおこなわれている段階においても、家計収支は必ずしも健全なバランスを保っているといえないのに対し、高所得世帯では家計の健全性を一層高めながら消費内容の高級化を実現しつつあるといえよう。支出に対する収入の超過分(黒字額)の三〇年から三四年にかけての増加額に対する各所得階層の寄与の割合を試算してみても、第一一表のように、高所得層は黒字増加額のほぼ六割をしめ、黒字額が低中所得層にくらべて大幅に増加していることが示されている。

第9表 家具什器および雑費の増加額中にしめる各所得階層の割合の変化

第9表 家具什器および雑費の増加額中にしめる各所得階層の割合の変化 (%)

項 目		32年	34年
家具什器	低所得世帯	2.9	3.2
	中所得世帯	16.7	24.0
	高所得世帯	56.9	34.1
雑 費	低所得世帯	4.9	6.7
	中所得世帯	13.5	18.6
	高所得世帯	49.0	32.7

資料出所 総理府統計局「家計調査」

(注) 所得階層については第7表の注参照

第10表 家計の黒字率の推移

第10表 家計の黒字率の推移 (%)

所得階層	30年	34年
平 均	8.2	12.9
低所得世帯	△26.5	△17.9
中所得世帯	7.7	10.4
高所得世帯	15.7	21.9

資料出所 総理府統計局「家計調査」

(注) 1) 所得階層については第7表の注参照  
2) △印は減少

第11表 実収支差額の増加額中にしめる各所得階層の割合

第11表 実収支差額の増加額中にし  
める各所得階層の割合（30  
～34年）

所得階層	実 額	構成比
平 均	2,364	100.0
低所得世帯	450	3.8
中所得世帯	1,381	11.7
高所得世帯	6,758	57.2

資料出所 総理府統計局「家計調査」  
（注）所得階層については 第7表  
の注参照

もちろんこれらの現象は、一国の消費水準が上昇し、消費構造が変化する一つの過程としての面を示すものである。消費構造の変化はすべての階層に一樣に起るのではなく、まず高所得層にそれが強く起り、全体的な所得水準の上昇にともなって次第に低所得層に波及してゆくのは当然の経路である。三〇年以降の変化でみても、低所得層はそれなりに消費内容を充実させつつあるので、賃金その他の勤労者世帯の収入増加が今後継続し、しかもそれが勤労者の各階層によってそれほど不均衡でなければ、消費内容の改善は次第に低所得層に波及してゆくものと考えられる。

## 第一部 総論

### 二 改善の内容と特色

#### (三) 家計改善の内容と低所得多就業問題

##### (2) 低所得世帯における有業率の上昇

三〇年から三四年にかけての長期的な傾向としては、低所得世帯の収入の改善は高所得層にくらべて相対的にやや立ち

遅れていたが、その傾向とならんで注目されるのは、世帯の有業率の上昇が低所得層でめだち、その結果実収入のなかでしめる世帯主収入の割合が低所得層ではやや低下していることである(第一二表)。

この低所得世帯における有業率の上昇については、低所得多就業状態の一層の強化という悪い面だけでなく、ある程度健全な面があることも指摘できる。一般に、三〇年以降勤労者世帯の有業率が上昇する傾向にあるのは、1)総人口にしめる生産年齢人口比率の上昇、2)経済の拡大にともなう雇用機会の拡大の二要因があるためと思われる。とくに低所得世帯では雇用機会の拡大が有業率の上昇をもたらす有力な要因となっているとみられる。世帯員有業者一人当りの収入を三〇年と三四年について比較するとその上昇の程度が低所得層の場合でもかなり高く、以前とくらべると、より良い就業機会が低所得の世帯員にも開かれつつあることをあらわしている(第一三表)。これは、後述するような最近における小零細企業の若年労働者の賃金のかなりいちじるしい改善と結びついた現象であるといえよう。

第12表 世帯員有業率の上昇

所得階層	30年	34年
平均	12.1	14.7
低所得世帯	9.6	13.6
中所得世帯	10.2	12.9
高所得世帯	17.3	19.2

資料出所 総理府統計局「家計調査」

(注) 1) 所得階層については第7表の注参照

2) 有業率は世帯主をのぞく世帯員のみ有業率

第13表 世帯員有業者一人当り収入の増加率

第13表 世帯員有業者一人当り収入の増加率

所得階層	30年	34年	増加率
	円	円	
低所得世帯	2,521	2,882	14.3
中所得世帯	4,861	5,725	17.8
高所得世帯	10,405	11,856	13.7

資料出所 総理府統計局

「家計調査」

(注) 所得階層については  
第7表の注参照

第14表 世帯員以外の収入(世帯主収入+その他の実収入)と実支出の収支バランス

第14表 世帯員以外の収入  
(世帯主収入+その他の実収入)と実支出の収支バランス  
(円)

所得階層	30年	34年
低所得世帯	-4,158	-4,169
中所得世帯	- 447	+ 156
高所得世帯	+ 24	+5,261

資料出所 総理府統計局

「家計調査」

(注) 所得階層については第  
7表の注参照

しかし、さしあたりの状態としては、低所得世帯では、消費の改善を実現してゆくためには世帯主の収入のみでは充分でなく、世帯員の有業化によつて収入の不足分を賄つてゆく傾向が強まっている事実は注目されなければならない。世帯員収入に頼らないで、消費支出、税金その他の非消費支出が賄える所得階層は、玉四年の状態でもほぼ中所得層までで、低所得層では、世帯員の収入が家計の維持のために必要な部分である事実にみられる(第一四表)。その意味で、低所得層の世帯員有業者はいぜん家計補助的な地位を脱却していないといつてよい。つまり、低所得世帯でも最近それなりに家計の改善は進んでいるが、それは世帯内における有業人員の増加、多就業形態の強化によつて支えられている面があるといえよう。世帯主収入階級別の有業率の変化を三〇年と三三年について比較すると、低収入階層では全般的に有業率が高まり、世帯主の収入に改善がおこなわれなない場合には、社会的な消費構造の変化に遅れないために多就業形態がより強くなる傾向があることをあらわしている(第一五表)。もちろん、三〇年以降の長期的傾向としては勤労者世帯の世帯主収入の分布は次第に高所得層に移動しており、取入の上昇が全くみられない世帯は比較的少なかったと推定される。したがつて問題は、所得の上昇や消費の増加が勤労者の各階層にバランスのとれた形でおこなわれるかどうかにあるといえよう。

第15表 世帯主収入階級別有業率

第15表 世帯主収入階級別有業率 (%)

世帯主収入階級	30年9月	33年9月
8千円未満	23.4	22.4
8 ～ 12	18.2	26.6
12 ～ 16	15.6	19.4
16 ～ 20	11.6	14.8
20 ～ 24	12.9	11.2
24 ～ 28	7.0	10.1
28 ～ 32	8.7	9.2
32 ～ 40	9.8	9.7
40 ～ 48	7.4	7.1
4万8千円以上	9.3	6.7

資料出所 総理府統計局「家計調査」特別集計

(注) 世帯員のみ有業率を示す

第16表 家計調査の所得階層と対比した世帯主層労働者の賃金分布

第16表 家計調査の所得階層と対比した世帯主層労働者の賃金分布 (30才以上男子労働者)

項目	企業規模計以上	1000人 100～999人	100～999人	10～99人
低所得層				
16,000円以下	100.0	7.9	21.3	70.8
22,000円以下	100.0	16.0	25.3	58.7
高所得層				
26,000円以上	100.0	60.7	23.3	16.0
32,000円以上	100.0	66.6	21.5	11.9

資料出所 総理府統計局「家計調査」および労働省「賃金構造基本調査」34年4月

(注) 低所得層、高所得層の限界点には家計調査34年4月分の実収入階級別の家計状況から推定した各5分位にある世帯の世帯主収入を用い、第1.5分位および第2.5分位以下を低所得層、第4.5分位および第5.5分位以上を高所得層とした

なお、今後の問題を考える参考資料として、家計調査の実収入五分位階層が勤労者のどのような階層をほぼ代表しているかをみると、第一六表のとおりである。低所得階層の大部分は一〇～九九人の小企業労働者によってしめられているのに対し、高所得階層は逆に一、〇〇〇人以上の大企業の労働者の割合が高い。

したがって、低所得多就業の問題は、勤労者世帯の場合は主として一〇〇人未満の小企業の中年労働者層の賃金の改善がどの程度進むかにかかっているとみえよう。

後述するように、最近労働市場の緊張や中小企業の一部にみられる近代化の進展を主因として、中小企業労働者の賃金労働条件の改善が部分的に進んでいる。このような傾向が一層おし進められることが、低所得世帯の家計の改善を進め、さらに労働供給面から低賃金労働を解消してゆく要因になるといえよう。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

---

三四年の労働経済は、すでにみたように三一年の活況にひきつづきいじりしい改善を示した。これは三〇年ごろを一つの転機としたわが国産業の飛躍的な発展を背景としている。しかもその過程で労働経済は規模を拡大してきたのみならず、その質的な変化も徐々に進行しつつある。そこで本章では、この新しい産業発展期に労働経済が当面している問題を以下の三点—技術革新と雇用、賃金、労働力需給の内部における不均衡の拡大、労働経済近代化の諸傾向とその要因—にしぼって解明してみたい。

---

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

#### (一) 技術革新と雇用・賃金

---

三〇年ごろを転機として、わが国の設備投資は飛躍的な増大を示している。開発銀行の調査によると、三一年度以降の設備投資額はそれ以前の二倍近くに達している。この活発な設備投資は、最近における高率の経済成長、生産の拡大をもたらす主因となり、労働経済の改善をおし進める背景となっていることはいうまでもない。

しかし、それと同時に最近における活発な設備投資が、主として大企業分野において設備の近代化や合理化を急速におし進め、それによって労働面に新しい問題が発生しつつあることもみのがせない。いわゆる技術革新が作業方法や労働内容を変化させることは当然であるが、そのような変化が、従来大企業にとっていた労働面の諸制度ないし諸方策と矛盾する面があらわれはじめている。この矛盾は、わが国の産業の近代化が進展する過程で一そう拡大される可能性があり、その解決が今後ますます重要な課題となってくると思われる。そこで、以下技術革新の雇用、賃金面への影響を、主として大企業における制度的な面を中心としてのべてみることにしよう。

---

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

#### (一) 技術革新と雇用・賃金

##### (1) 技術革新と労働内容の変化

わが国における技術革新の進展状況は、産業や企業によってその段階をいちじるしくことにしている。大企業のなかでも自動制御方式を採用している企業ないし工場は少数にすぎず、多くの企業はなおそれ以前の段階にとどまっている。

しかし、それがどのような段階にあるにしても、新しい機械や設備、生産方法の採用にともなって労働内容が変化し、それが労働者の質的構成を変化させている事実がみられる。労働生産性調査の結果を中心として、その実態をまず紹介しよう。

わが国の技術革新の労働者構成に与える影響としては現在のところ大きく二つの方向がみられる。一つは機械の連続化半自動化段階における労働の単純化を反映した若年未熟練工の大幅な増加である。これは典型的には、電気機器等の機械工業にみられる。他の一つは設備の計測化、自動化方式の採用にともなう高度技能の必要性を反映した技能工の比重の増大、学歴の高度化現象である。これはセメント、硫安等の装置産業に典型的にあらわれている。

機械工業は現在急速に成長している産業であるため、機械設備の新設にせよ、技術の改善にせよ、生産速度を速めることが第一に要請されている。この産業では、機械設備面からいえば、専門化、標準化が促進されており、それは労働面では作業の単純化を進める結果になっている。粗形材、機械加工の部門では自動式ないし半自動式の機械が導入され、労働者は被加工物の装着だけをすればよくなり、人が機械を器用に操作する状態から機械に人が配属される状態へと変化しつつある。組立工程においては流れ作業方式が広汎に導入され、その結果労働者個人個人は極めて簡単な作業の繰返しをするだけになりつつある。このような作業の単純化傾向は、若年工や女子等の未熟練労働者の比重を増大させることになる。

従来の方式をかえて標準品(マスプロ製品)工場を分離増設したある電動機工場の例が、そのような変化を典型的に示している。新工場の基幹工は旧工場の経験工から配置転換でまかなわれたが、大部分の工員は新規採用によったため、性別でみても年令別にみても新旧工場は対照的で、女子の比率は旧工場の一三%に対し、新工場は六三%、平均年令は旧工場の三一・五才に対し、新工場は二〇・三才、平均勤続年数は旧工場の一一・五年に対し新工場は四・三年となっている。

しかしこのような単純労働分野の拡大と同時に他方では管理技術部門の拡充、高学歴労働者の必要性も高まってくる。

広汎な単純作業を効果的に統轄するためには、科学的な工程管理、新鋭機械の整備保守のための技術管理、原材料、半製品、製品の整理のための運搬管理などの整備拡充が要求される。このため、技術者およびその補助要員としての管理スタッフの強化が必要となってくる。機械産業においても最近工程工といわれる管理員の必要性が高まり、それらの労働者には最低学歴として高校卒以上が要求されはじめている。

機械工業のこのような状況に対し、装置産業では技術革新の段階は一段高い水準にあり、その労働内容の変化の態様も異つている。化学工業等の装置産業では、従来から労働の主内容が監視労働であったが、最近における連続化、計測化、自動化の進展によってバルブの開閉などの運転操作労働の分野はますます縮小されてきている。労働の性格は全く監視的となり、さらに不時の場合の保守が主体となる傾向が強くなっている。このため、理解力、判断力を備えた高度知識が労働者の資格条件となり、労働者の学歴も高校卒程度を必

要とするようになってきている。このことを採用基準に明らかにうたっている企業もすでに数多く存在する。

あるセメント企業が生産力増強のために工場を新設した事例をみると、このような傾向が顕著にあらわれている。ここでは新旧工場(能力的にはほぼ匹敵する)の対比でみると、つぎのような特徴がでている。1)新工場では絶対人員は半分未満である。2)旧工場では約五割は補助労働者であったが、新工場では三割以下となった。3)学歴でみると旧工場で大学卒業者および高校卒業者は一割以下、新工場では大学卒二割強、高校卒約六割をしめる。つまり、運転操作的な補助的作業の比重の低下、監視的作業の比重の増大にともなって高度な技能者が要求されはじめていることが明らかである。

---

---

---

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

#### (一) 技術革新と雇用・賃金

#### (2) 熟練労働者の配置転換

---

以上のように、技術革新の進行にともなって労働内容は変化しつつあり、企業が必要とする労働者の質も従前とはちがったものになりつつある。これは反面では、従来の熟練労働者の技能が不必要になりつつあることを示すものである。しかし現状では、わが国の大企業の生涯雇用的な慣行や労働組合との関係もあって、技術革新の進展がいちじるしい産業においても、長年勤続の高年令労働者の解雇や積極的な格下げは未だそれほど表面化していない。いままでのところでは、熟練労働者の企業内での配置転換がその主要な対策となっている。

配置転換の事例を労働生産性調査からみると、代表的にはほぼつぎの四つの場合がみられる。すなわち、1)生産拡大にともなう若年工の増加に対応して管理者として配転される、2)補助部門の補修、試作などへの転換、3)技術革新の進展の遅れた注文生産部門などの万能工としての作業への従事、4)技能教育によって別の職種に移る、などがこれである。

しかしこれらの事例は、経験工の配置転換が企業内のみでは限界をもっていることをも示している。すなわち、1)の場合には技能と管理的立場とのギャップはいぜん残されるし、またそのようなポストは企業内では限られているという制約がある、2)の場合にも新技術が将来補修などの技術をも次第に変化させてゆく可能性がある、3)の場合は特殊な産業に限られる、4)の場合も労働者の年令的な制約もあり、技術教育によって転換しうる範囲は限られている、等である。

しかも、このような配置転換の条件は一般的に存在するとは限らない。とくに、技術革新の労働節約効果が非常に大きい装置産業の場合には、古い熟練労働者、高年令労働者の処遇は深刻な問題となりつつある。この層については、労務管理上の配慮で予備的な職種に送り込んで自然退職を待つという方針をとっている企業もあり、あるいは補助部門の運搬、包装関係を下請企業化する際に送り込むなどの対策も一部にとられている。

しかし、一般的にいえば、古い熟練労働者の処遇は、現在までのところ企業内の問題として処理され、社会的な問題として表面化するまでにいたっていない。それを可能にしている条件としては、技術革新の進展の程度に企業内でもかなりアンバランスがあり、工場内に古い機械設備や作業方法が残されている場合が多いことや、経営や設備の拡大にともなって、新しい職場が開かれる傾向がつづいていることなどがある。しかし、今後における技術革新の進展は、このような条件をも次第に変化させてゆく可能性があり、問題がいずれ社会的に表面化する恐れは多分にあると見てよいであろう。

---

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

#### (一) 技術革新と雇用・賃金

##### (3) 年功的賃金への影響

雇用面における高年令熟練労働者の処遇が、技術革新の進展にともなう次第に問題になっているのとならんで、技術革新は、従来から大企業で支配的であった年功的賃金体系に対して反省を促す契機となりつつある。

それは、第一には、年功賃金体系の必要性を生みだしていた旧来の技能秩序が崩れつつある点から生じている。すでに前述したように、技術革新の進展は、それがどのような段階にあるにせよ、旧来の熟練労働の必要性を減じ、一方では新しい技能や知識をそなえた労働者を登場させるとともに、地方では単純な作業分野を拡大しつつある。これは、勤続や年令が高まるにつれて技能の水準が上昇し、職場における基幹的労働者としての重要性が高まってくるという従来の技能序列が崩れつつあることを意味する。年令や勤続がますます次第に高い賃金へ移行してゆくという年功的賃金体系は、労働者の熟練や技能の変化にともなう技術面での存在理由を失いつつある。

第二は、年功賃金体系が賃金源資を次第に増加させるという面である。それは、定期昇給制度の普及と技術革新の進展による雇用節約=新規採用の抑制にともなう労働者構成の高年令化の二面からひきおこされている。

定期昇給制度は、二七、八年ごろからそれまでのベースアップに代って、賃金の安定的上昇、賃金源資の急激な増加の抑制を狙いとして次第に整備され、現在大企業では一〇〇%近い普及をみせていると推定される。もちろん定期昇給とはいっても、年令や勤続と自動的にリンクした事例は比較的少なく、多くは勤務成績その他の状況によつて昇給額が決定されている。しかし、労働組合が大企業分野で広汎に組織されている現状では、人事考課によつて昇給額を左右しうる範囲は比較的限られている。

しかも、ここ数年の動きでは、労働者の年令構成や勤続年数構成は次第に高年令化、長勤続化の方向をたどっておりこのため定期昇給によつて賃金源資が増加する傾向が不可避のものとなっている。この労働者構成の高年令化の現象は産業によってかなりその程度を異にしている。発展のテンポがめざましく、したがって技術革新による雇用節約的效果があまり表面化していない産業(たとえば典型的には電気機器)では、新規採用者が激増しているために、この現象はあまりみられない。しかし、発展のテンポがそれほど急速でなく、技術革新の雇用節約的效果が大きい産業(たとえば硫安、セメントのような装置産業)では高年令化の進行はかなりいちじるしいものがある(第一七表)。

以上のような傾向の発生にともなう、年功的賃金体系変革の意欲が大企業において生じつつある。それは具体的には一部企業における職務給の採用としてあらわれている。

しかし、職務給の採用の事例についてみると、そのなかには純粋な職務給へ移行した例はほとんどなく、多くは年功的賃金との混合型である場合が多い。たとえば、従来の属人的な(年令、勤続、学歴を中心として決定された)基本給はそのままにして、昇給額の決定に職務や能力の要素をとり入れたもの、従来の基本給と並んで資格給、職能給、職務給を設定したもの等である。

少数の事例については、職務給の比重がかなり高く、基本給の職務給化が達成されているとみられる場合もある。しかし、個々の企業で職務分析や職務評価がおこなわれて職務給が採用されたとしても、それは従来からの企業内で確立されていた賃金水準や賃金序列を基本的に破壊することは困難である。職務給が本

格的に導入された場合でも、それは従来の賃金序列に職給や職務をあてはめるという形式的な職務給化に終る傾向が強い。とくに職務給への移行にともなって、個々の労働者の給与の引下げや昇進の頭打ちが起ることが労務政策上なるべく避けられねばならないため、職務給は従来の年功賃金との妥協に終らざるをえないことになる。

このような職務給の採用に際しての矛盾や限界は、基本的には賃金体系変更の問題が、個々の企業内の賃金管理技術に局限されているために起っているといつてよいであろう。個々の職務や労働者の技能の程度についての個別企業を超えた社会的評価が確立されていないわが国の場合には、職務給の設定にあたって、従来から企業内に存在していた賃金水準や賃金序列以外にはよるべき基準をもたないことになるからである。その背後には、大企業でとっている封鎖的雇用政策—新規学卒以外には新規採用をほとんどおこなわないという雇用方式—そのものが、労働者の移動の可能性を少なくし、個別企業の枠を超えた賃率の形成をはばんでいるという事情がある。その他にも、若年層の賃金が大企業において相対的に低位にあり、職務給の導入にあたってはそれの引上げのためにかかなりの賃金源資が必要であるという問題もあろう。

第17表 平均年令および平均勤続年数の推移

第17表 平均年令および平均勤続年数の推移  
(企業規模1000人以上)

産 業	平均年令		平均勤続年数	
	29年	33年	29年	33年
製 造 業	30.2	30.9	7.4	8.6
(内)化 学	31.2	32.1	7.6	9.4
第一次金属	33.2	33.9	8.4	9.8
機 械	31.6	32.4	7.5	9.0
電 気 機 器	29.8	28.9	8.3	8.0
輸送用機械	33.9	34.2	8.4	9.4

資料出所 労働省「個人別賃金調査」29年および「賃金構造基本調査」33年

個々の企業がおこなっている職務給導入の努力がより広汎化し、その過程で、企業の封鎖的な雇用政策が漸次緩和されてゆけば、わが国においても、年功賃金が次第に変革されてゆく可能性は絶無ではないであろう。しかし現状においては、技術革新が年功賃金に対して反省を迫りつつあるにもかかわらず、その変革の方向が模索されている段階にあるにすぎないといつてもよい。三四年九月の給与構成調査によれば、五〇〇人以上の大規模事業所においても、職務給を賃金構成要素の一部として採用している事業所は製造業全体の一六%にすぎない。また基本給の決定にあたって、地位、職務、職種、作業条件等の仕事に属する諸要素を用いている事業所は七%程度で、その他の大部分の事業所は、年令、学歴、勤続などの属人的要素による基本給の決定をおこなっている(第一八表)。

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

#### (一) 技術革新と雇用・賃金

#### (4) 臨時工と時間外労働の問題

以上のように技術革新の進展は、企業内部の労務管理をめぐって多くの問題を発生させつつある。それらの問題の解決が容易でないことはすでにのべてきたとおりであるが、他方では、技術革新の進展にともなつて、それらの問題の前進的な方向での解決でなく、より安易な解決がはかられる傾向も生れつつある。それはとくに機械産業を中心として生じている。

第18表 職務給の採用状況

第18表 職務給の採用状況(500人以上の事業所)(%)

産 業	職 務 給	綜 合 決 定 給			
		I型	II型	III型	IV型
総 数	14.3	74.1	10.2	37.9	1.5
製 造 業	15.9	75.8	7.3	33.7	2.0
化 学	24.3	69.4	7.7	34.5	2.1
金属機械	10.1	80.5	9.8	36.2	1.6

資料出所 労働省「給与構成調査」34年9月

(注) 1) 化学にはパルプ紙、石油・石炭製品を含む

2) 総合決定給の内容はつぎのとおり

I型—年齢、学歴、勤続経歴、能力、勤務成績等を総合して決定

II型—地位、職務、職種、作業条件等を総合して決定

III型—IとIIの要素を総合して決定

IV型—上記以外の総合決定給

その第一は、機械産業部門における臨時工の比重の増大である。三四年において機械産業を中心として臨時工の増加がいちじるしかったことは前述した。神武景気の時期である三一年末の状態とくらべると、全労働者中にしめる臨時工の比率は三四年末には一層高まっている(第一九表)。わが国の大企業が臨時工制度を採用している理由としては、常用工雇用の非弾力性を景気調節弁としての臨時工によって補おうとすること、賃金その他の労働条件を木工と差別することによって賃金コストを低くしようとする等がある。このような基本的な理由に加えて、技術革新の進展にともなう労働内容の変化、とくに機械産業における単純労働分野の拡大は、臨時工の比重を一層増大させる要因を生みだしつつある。単純労働の分野の拡大にともなつて、無技能、未熟練労働者の比重が増大しつつある結果、それらの分野については年功賃金体系や生涯雇用的な慣行によって将来を保証する基幹的労働者の必要性は少なくなりつつある。その意味で企業にとっては、将来の昇給や地位を保証しなくてすむ臨時工や、また短期の勤続で退職する傾向の強

い女子労働者がより望まははじめている。最近における機械産業の臨時工ないし女子労働者のいちじるしい増加には、このような要素が多分に含まれているといえよう。

第19表 常用労働者中にしめる臨時工の割合

第19表 常用労働者中にしめる臨時工の割合  
(500人以上の事業所) (%)

産 業	31年	34年
	12月末	12月末
製 造 業	8.4	11.9
(内)		
紙 パ ル プ	8.2	7.6
化 学	6.7	6.7
石油石炭製品	0.8	0.7
窯 業	9.8	8.7
第一次金属	10.7	11.7
機 械	12.6	16.4
電 気 機 器	14.9	22.6
輸送用機器	12.2	14.4

資料出所 労働省「労働異動調査」

第二は、好況期における機械産業を中心とする所定外労働時間の増加である。わが国の大企業では、好況期に臨時工を増加させると同時に、所定外労働時間の増加によって仕事量の増加を消化しようとする傾向が強い。諸外国と比較してもわが国の所定外労働時間の絶対的水準は高いだけでなく、好況不況による変動の幅もより大きくなっている。三四年の製造業の所定外労働時間は戦後もっとも多かった三一年の水準をさらに上回った。

もちろん、以上のような傾向は、技術革新の進展の段階や程度の相違を反映している面もある。技術革新が高度の段階にある化学産業等の装置産業では、臨時工の比重は次第に低下する傾向にあり、交替制が採用されていることによって、所定外労働時間についても好況不況によってあまり大きな振幅がみられない。しかし、機械産業を中心として臨時工の大量の採用や所定外労働時間の延長によって、安易な形で生産の増大を図ろうとする傾向がみられることは、わが国の産業の本格的近代化の推進を阻止する要因となりうるし、また産業の発展が労働者の賃金の引上げや、労働条件の改善に直結しない傾向を生み出すことになる点で問題だといえよう。

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

#### (二) 労働力需給の内部における不均衡の拡大—部分的にみられた「労働力不足」現象の実態と背景—

---

三四年の急速な経済成長が、雇用需要の大幅な拡大をもたらし、それが労働力需給関係の緩和をいちじるしくおし進めたことは前述した。最近における三回の好況期である二八年、三一年、三四年をとつてみると、公共職業安定所における求人に対する求職の倍率(殺到率)は、二八年の二・八倍、三一年の二・六倍、三四年の二・〇倍と次第に低下しており、とくに三四年における労働力需給バランスの緩和がいちじるしいことを示している。

もちろん、わが国の労働力の需給関係が全体としてなお供給超過(労働力過剰)の状態を脱し切っていないことは、三四年においてすら求職が求人の二倍に達していることから明らかである。それにもかかわらず、最近においては大都市を中心として企業の労働力の入手難、労働力の不足がかなり強く訴えられている実情がみられる。この一見矛盾した現象はわが国における労働力の供給と需要の方向や内容に多くのくいちがいがあることに基づいているといえよう。

公共職業安定所の業務統計からみると、三四年、とくに後半になってから、未充足求人が増加する傾向がめだち、求人の増加にもかかわらず就職件数が伸び悩む(充足率の低下)という傾向が強くなってきている。これは、労働力不足現象が労働力の絶対的不足の問題ではなく、求人側と求職側の条件の不一致によるところが大きいことを示すものである。現在のところ、労働力不足が、生産の拡大や、企業の発展にとって強い阻害要因となっているとは考えられないが、今後このような現象が一層強くなれば、そうなる可能性もないとはいえないであろう。その要因が労働力の絶対的不足にあるのではなく、供給側と需要側の条件の不一致によるところが大きいとすれば、その実態と要因を充分見極めることによって、対策の方向も明らかになってくるであろう。そこで以下最近強まりつつある労働力不足現象を、労働力の供給と需要の構造のくいちがいという面に重点をおきながら分析してみることにしよう。

---

---

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

#### (二) 労働力需給の内部における不均衡の拡大—部分的にみられた「労働力不足」現象の実態と背景—

##### (1) 地域別のアンバランス

---

労働力の「不足」現象を発生させている第一の要因は、労働力の供給と需要の地域別のアンバランスである。労働力の需給関係の変化を、各地方ブロック別にみると第二〇表のとおりで、各地方とも殺到率は次第に低下しているが、石炭不況のあおりが大きい九州を例外とすれば、概して大都市とその周辺の工業地帯ほどその低下の度合いがいちじるしい。また充足率についても、九州をのぞく大都市周辺地域における低下がめだっており、労働力需給の不結合の傾向がこれらの地域で強まっていることをあらわしている。最近における労働力不足現象は、主として大都市周辺の工業地帯に局限されているといつてよい。

第20表 労働市場の地域別動向

第20表 労働市場の地域別動向

地 域	殺 到 率		充 足 率	
	31年	34年	31年	34年
全 国	2.62	1.97	41.1	33.6
北 海 道	1.54	1.33	23.2	23.5
東 北	3.48	2.85	75.2	71.1
関 東 (東京、神奈川)	2.58	1.98	35.9	30.8
中 部 (愛 知)	3.05	2.34	35.5	29.7
中 部	1.53	1.16	34.4	25.5
近 畿 (京都、大阪、兵庫)	1.08	0.79	24.5	19.0
近 畿	2.80	1.87	39.1	26.3
中 国 (京都、大阪、兵庫)	2.82	1.88	37.9	25.9
中 国	3.20	2.66	48.0	42.6
四 国	3.22	2.20	60.4	45.1
九 州	5.85	5.06	61.9	63.1
(福 岡)	4.56	4.39	46.7	43.2

資料出所 労働省「労働市場年報」

$$(注) 1) \text{ 殺到率} = \frac{\text{有効求職者数}}{\text{有効求人数}}$$

$$\text{充足率} = \frac{\text{就職件数}}{\text{有効求人数}} \times 100$$

- 2) 上記の数字には、公共職業安定所相互の連絡によって職業紹介がおこなわれた場合が若干ふくまれている。その際、求人は主として需要地で、求職は主として供給地で計上されるから、求人と求職の関係を示す地域別の殺到率は、需要地においてはやや低めに、供給地においてはやや高めにあらわれる傾向のあることを注意する必要がある

大都市周辺地帯における労働力不足を発生させている要因としては、産業の発展が産業の都市集中性を高め、したがって、労働力の需要の増加も大都市地域に集中する傾向が強いのに対して、労働力の地域的な可動性が低く、需要と供給の地域的なアンバランスが強められていることがあげられる。

第21表 労働者の地域別増加率

第21表 労働者の地域別増加率  
(35年1月/32年1月) (%)

地	域	全産業	製造業	金属 機械
全	国	29.8	30.3	41.2
北	海	24.7	22.0	8.8
東	北	25.8	24.9	42.5
関	東	40.8	46.5	55.6
	(東京、神奈川)	43.2	49.5	55.5
中	部	27.5	24.7	41.7
	(愛知)	26.7	22.8	34.4
近	畿	30.1	27.5	34.6
	(京都、大阪、兵庫)	31.9	29.7	34.9
中	国	22.6	19.8	19.4
四	国	21.9	17.0	36.9
九	州	16.1	16.1	15.5
	(福岡)	15.8	22.0	17.6

資料出所 労働省「失業保険事業統計」

(注) 5人以上の規模の失業保険被保険者数より算出

最近のわが国の産業発展の推進力は、前述のように重工業=金属機械産業にその中心があるが、これらの産業の発展は主として大都市工業地帯、とくに京浜、京阪神等の大工業地帯でいちじるしい。これを労働者数の動きでみると、第二一表のとおりで、なかでも京浜工業地帯における労働者の増加がもっとも大きく、しかもそのかなりの部分が金属機械部門に吸収されている。金属機械産業労働者の増加は、京浜地帯について京阪神および中京工業地帯でも注目される(三二年一月から三五年一月までに増加した金属機械産業労働者のうち京浜が四一%、京阪神が二一%、中京が六%をしめている)。

わが国では、金属機械産業はとくに大都市を中心として発展してきたが、その傾向はここ数年来の重工業化進展の過程で促進されつつある。金属機械産業のこのような動きは、産業の都市集中傾向を一そうつよめているといえよう。その結果、大都市工業地帯における労働力需要が相対的に高まり、需要の地域間のアンバランスはますます拡大する方向にある。第二二表のように、公共職業安定所に申込みれた新規求人の増加分のなかで三大工業地帯のしめる割合が次第に大きくなっているのもこの傾向の一端を示すものといえよう。

以上のような労働力需要の大都市集中傾向に対して、供給側の動きは必ずしもそれに適合していない。三一年と三四年の公共職業安定所における新規求職者数を比較してみても、第二三表のように大都市工業地帯では求人の一いちじるしい増加にもかかわらず求職者の方は伸び悩みがめだっている。すでにのべたように、大都市周辺地域以外の地帯では、労働力の供給の過剰傾向が強いから、労働力の地域移動が円滑化すれば、大都市における労働力不足もある程度改善される可能性はある。しかし、現実問題として地域間の移動はなかなか困難な状況にある。この点については、のちに雇用の項(第一〇〇頁)でふれるが、第二四表のように連絡による求人数の顕著な増加傾向にもかかわらず連絡による求職者数にほとんど変化がないこともそのような事情をうらがきしている。

第22表 新規求人増加数の地域別分布

第22表 新規求人増加数の地域別分布（全産業）（人）

地 域	28年～	31年～	
	31年	34年	
実数	全 国	741,449	1,062,512
	三大工業地帯	319,024	494,908
	そ の 他	422,415	567,604
比率	全 国	100.0	100.0
	三大工業地帯	43.0	46.6
	そ の 他	57.0	53.4

資料出所 労働省「労働市場年報」

(注) 三大工業地帯には、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫をとった

このように労働力の地域移動が阻まれている要因としては、遠隔地における職業選択のむずかしさや、都市の深刻な住宅難、あるいは移動費用の個人負担の大きさ等があげられよう。とくに成人労働力の場合には後述のように、大都市労働力需要の中心が若年労働力いければ低賃金労働力需要であるところから、需給条件の不一致が、その大都市工業地帯への流出を阻んでいるともいえる。

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

(二) 労働力需給の内部における不均衡の拡大—部分的にみられた「労働力不足」現象の実態と背景—

#### (2) 技能工および技術者の不足

労働力不足現象の第二の要因は、労働力の質ないし種類に関する需要と供給間のくいちがいである。その第一としては労働者の学歴、知識、技能の程度に関するくいちがいあげられる。それは具体的には、技能工、技術者の不足というかたちであらわれている。

第23表 求職および求人数の地域別増加率

第23表 求職および求人数の地域別増加率  
(34年/31年) (%)

地 域	求 職	求 人
全 国	12.4	34.1
京 浜	8.4	36.1
中 京	14.8	42.5
京 阪 神	7.2	44.8

資料出所 労働省「労働市場年報」

(注) 求職および求人とも新規のみ

第24表 連絡による求人および連絡による求職者数の動向

第24表 連絡による求人および連絡による求職者数の動向

年	他府県への求職連絡数		他府県への求人連絡数	
	実 数	指 数	実 数	指 数
31年	17,442 件	100.0 %	302,420 件	100.0 %
34年	17,425	99.9	532,547	176.1

資料出所 労働省「労働市場年報」

## 第25表 技能工の充足状況

第25表 技能工の充足状況

職 種	求 人	充 足	未充足	充足率
	全 数	求人	求人	
	人	人	人	%
鋳 物 工	229	81	148	35.4
機 械 工	2,132	1,012	1,120	47.5
精 密 機 械 工	89	43	46	48.3
仕 上 工	858	405	453	47.2
機 械 組 立 工	254	112	142	44.1
板 金 工	347	90	257	25.9
製 かん 工	358	194	164	54.2
金属プレス工	235	97	138	41.3
溶 接 工	463	249	214	53.8

資料出所 労働省「技能労働力需給状況調査・求人調査」

- (注) 1) 全国公共職業安定所において、昭和34年11月中に充足または取消無効になった求人票による調査  
 2) 技能工のなかには指導工(役付工)、熟練工(経験6年以上)、半熟練工(経験3年～6年)が含まれている

## 第26表 職種別殺到率

第26表 職種別殺到率(東京都、男子) (倍)

職 種	31 年	34 年
旋 盤 工	1.23	1.43
仕 上 工	1.39	1.36
溶 接 工	1.97	2.24
プ レ ス 工	1.21	0.97
一 般 事 務 員	12.80	8.51
守 衛	18.30	12.79

資料出所 東京都「34年における都の労働市場概況」

労働力不足が問題にされている技能工の充足状況を三四年一一月の数字によってみると、ほとんどの職種において就職者数は求人数の半ばに達していない(第二五表)。これに対して技能工以外の多くの職種、なかでも特技を要しない一般事務員や守衛等の殺到率は、若干緩和されつつあるとはいえ、なお依然として高い(第二六表)。これは、これらの職種に関して労働力の供給が過剰であることを示すものである。技能工の不足はこの点からいっても、労働力の「過剰のなかの不足」現象であることが明らかである。

技能工の不足をもたらす一般的な条件としてあげられるのは、金属機械産業の急速な発展である。この発展の過程で、技能工の需要はそれまでの生産規模に対して必要とされた技能工の蓄積分をこえて高まる。

もちろん生産技術の進歩が、従来のような技能工の吸収率を相対的に低下させるという傾向はみとめなければならぬが、わが国の現状のように生産が急テンポで拡大しつつある場合には、技能工の絶対量の不足はむしろ避けられないものとみてよい。

以上のような技能工の絶対量の不足を背景として、さらにわが国にはこの傾向を促進しているとみられるいくつかの条件がある。それはまず、技能工の需要の側の問題として捉えられる。金属機械産業には典型的には下請企業というかたちで、相対的に技術水準のおくれた労働集約的な中小企業が広汎に存在しているが、これらの中小企業は産業の発展を通じて減少するどころか、むしろ拡大する傾向にさえある。その結果、生産増加の過程で中小企業の技能工需要は急速に高まるが、その供給は、後述するようなわが国の労働市場の特殊性を反映して需要をいちじるしく下回り、技能工不足を激化させる。

一方技能工の供給の側にも、二、三の問題がある。その一は、中小企業における企業内養成制度の不備に、その二は、臨時工の場合を例外とすれば大企業と中小企業の労働市場が相互に分断されているわが国労働市場の特殊な構造にもとづくものである。まず第一の点についていえば、大企業においては、多くの場合事業内職業訓練制度(単独訓練)が設けられているが、中小企業ではそれに代る共同訓練制度の普及度も依然として低い。したがって生産規模の拡大にともない技能工を弾力的に調達するという条件は、中小企業では大企業に比べてはるかにおとっている。生産上昇期には必要以上に激しい技能工の奪い合いが生ずるのも右の事情によるところが大きいと思われる。第二に問題になるのは、わが国では大企業における年功的秩序の存在や大企業と中小企業の技術水準の相違が、技能工の自由な交流を阻む条件をつくり出している点である。このように単一の技能工市場の成立がはばまれている状態は、有無相通ずる技能工の流動をさまたげ、技能工不足現象を強める要因となっている。

なお最近不足が訴えられている技能工のなかには、半熟練工がかなり大きな割合をしめているようである。このことは中小企業でも機械化が進み、単純労働分野が拡大しつつあることと関連が深い。この層の不足は、後述するような低賃金で雇える若年労働力不足としてあらわれる傾向のつよいことを、補足しておく必要があろう。

つぎに技術者の不足を問題にしよう。技能工の不足はすでにみてきたように、すべてを絶対量の不足の問題にするには多少の無理があるが、少なくとも技術者の不足は絶対量の圧倒的な不足として問題が提起されるべきであろう。現在、専門的な教育を受けた技術者の不足は、単に中小企業の問題にとどまらず、大企業をも含めたほとんどすべての企業が直面している問題である。技術者不足の典型として捉えられる理工科系大学卒業生に対する求人難は、統計としてはなかなか把握しにくい。しかしかなりの大企業が口を揃えて未充足を訴えている現状からしても、技術者不足がすでに局部的なものではないことがうかがわれる。

技術者に対する需要は、技術が高度化する過程で、今後ますます強まることが予想される。したがって技術者不足を解決するために抜本的な対策が必要となっているのは当然であるが、その際もっとも重点がおかれなくてはならないのは、新しい技術者の供給=養成、訓練であろう。

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

#### (二) 労働力需給の内部における不均衡の拡大—部分的にみられた「労働力不足」現象の実態と背景—

##### (3) 学卒を中心とした若年労働力の不足

労働力の質を中心とした需要と供給のくいちがいは、第二に若年労働力の不足、高年労働力の過剰というかたちであらわれている。

若年とくに中卒労働力の不足を促進している要素としては、需要がすでにみてきたように最近ますます若年労働で高まっているにもかかわらず、その供給に限界があることがあげられる。とくにつぎの二点は、中卒労働力の供給を一そう減少あるいは縮小させる要因となりつつある。その一は、第二七表にみられるような大都市工業地帯を中心とした中学卒業者の進学率の向上傾向であり、その二は、農家出身学卒労働力の今後の供給量の問題である。農家出身学卒労働力は、これまでの産業発展の過程で必要とされた追加労働力として大きな役割を果たしてきたが、将来さらに経済規模が拡大する場合、従来のようなテンポでの供給量の増加を期待することはできないであろう(第二八表)。

若年労働力が成人労働力と区別されるのは、賃金が低いことと、その労働力が未成熟という点で将来に対してもつとも適応性の高い労働力であることにある。それゆえ、若年労働力の不足はつぎのような屈折を経てあらわれる点に特徴がある。

最近めざましい拡大がつづいている電気機器産業を中心とした金属機械産業では、技術革新が進んでいる大企業の場合はいうまでもなく、中小企業でもそれなりに機械化、合理化が進展している。その結果、単純労働分野が飛躍的にひろがり、求人側にとっては成人労働力ほどにはコストのかからない若年労働力を利用できる新しい条件が生れる。しかも、この金属機械産業における求人増加は、求職者の側からみれば、相対的に労働条件の高い雇用機会が拡大したことを意味する。第二九表のように、中卒労働力が最近金属機械産業部門に集中する傾向が顕著にみられるのは、そのような事情を背景にしている。

しかし、このように若年労働力が金属機械産業に集中するという傾向は、他方でそれ以外の中小零細企業を中心とした繊維等の製造業部門や、商業、サービス業における若年労働力の充足難を激化させる原因となる。とくに大都市小零細企業では、その労働力を従来農村地帯から調達する場合が少なくなっただけに、地方における新しい雇用機会の発生や、寄宿舎制度の完備した大都市工業地帯の大企業あるいは中企業求人増加によって、大きな影響を蒙っている。

第27表 男子中学卒業者の地域別進学率

第27表 男子中学卒業者の地域別  
進学率 (%)

地 域	28 年	34 年
全 国	52.7	57.5
京 浜	70.3	73.3
中 京	48.4	58.3
京 阪 神	61.3	66.4
そ の 他	49.8	53.6

資料出所 文部省「産業教育調査」  
「学校基本調査」

(注) 進学率 =  $\frac{\text{進学者数}}{\text{卒業者総数}}$

第28表 中卒労働力のうち農林漁業に就業したものの割合

第28表 中卒労働力のうち農林漁  
業に就業したものの割合  
(%)

年	男 子	女 子
28 年	37.3	34.5
31 年	27.8	25.2
34 年	18.3	15.5

資料出所 文部省「産業教育調査」  
「学校基本調査」

こうして、若年労働力不足は、若年労働力需要が急速に高まりつつある分野よりも、若年労働力がもっぱら低賃金の補助的あるいは短期的労働力として期待されてきた分野でむしろ深刻化している、そのような労働力不足は、のちにのべるように、同時に経営ないし労働条件の近代化、合理化を進める役割をもつものとして評価する必要がある。しかし、ここで問題にしたいのは、一方で若年労働力不足が深刻化する傾向にありながら、他方で成人労働力の需給の不結合が依然としていちじるしい点である(第三〇表および第一八図)。このような現象は、わが国では労働力需要が若年労働力、なかでも中卒労働力に片寄っている結果として生じたものであることはいうまでもない。

第29表 中卒労働力の産業別増減数

第29表 中卒労働力の産業別増減数

(千人)

産 業	男 子		女 子	
	31年/28年	34年/31年	31年/28年	34年/31年
総 数	30( 100.0)	Δ5(Δ100.0)	38( 100.0)	Δ7(Δ100.0)
農 林 漁 業	Δ29(Δ 96.3)	Δ40(Δ559.0)	Δ22(Δ 57.7)	Δ38(Δ568.1)
製 造 業	38( 126.2)	30( 628.6)	29( 76.5)	21( 324.3)
金 属 機 械	20( 65.5)	31( 648.3)	5( 13.5)	18( 267.8)
紡 織	Δ1(Δ 2.7)	Δ1(Δ 22.0)	Δ3(Δ 6.7)	Δ13(Δ197.3)
そ の 他	19( 63.4)	0( 2.3)	27( 69.7)	16( 253.8)
卸 売 業 小 売 業	12( 41.0)	Δ4(Δ 87.8)	9( 23.9)	6( 98.0)
サ ー ビ ス 業	7( 22.6)	7( 144.9)	21( 53.9)	6( 92.6)
そ の 他	2( 6.5)	3( 73.3)	1( 3.4)	Δ3(Δ 46.8)

資料出所 文部省「産業教育調査」「学校基本調査」

(注) Δ印は減少

第30表 東京都における労働力需給状況

第30表 東京都における労働力需給  
状況  
(学生・パートタイマーを除く)

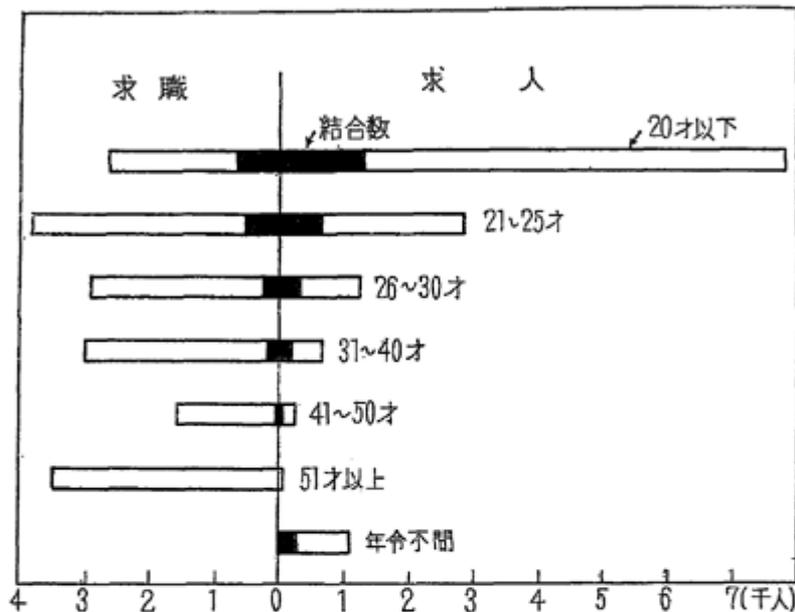
項 目	昭和31年	34 年
有効求職 A	1,101 千人	1,141 千人
有効求人 B	337	430
就職件数 C	115	126
A/B	3.3 倍	2.7 倍
C/B	34.1 %	29.3 %
C/A	10.4	11.0

資料出所 東京都「労働市場年報」

(注) 全産業を対象とする

第18図 年令別労働力需給状況

第18図 年令別労働力需給状況



資料出所 大阪府労働部「職種別労働力需給状況実態調査」  
(昭和34年)

- (注) 1) 求職者は10月初めの一週間において職安に新規に求職を  
 申し込んだもの、および前月以前の繰越求職者で調査期間中  
 (10月1日~7日)に来所したもの(日雇、新規学卒をのぞく)  
 2) 求人は10月中に職安で受理された新規求人の全部(日雇、  
 新規学卒をのぞく)  
 3) 結合数は求職、求人とも34年10月1日~11月7日に紹介  
 し成立したもの

なお、以上のような中卒労働力不足現象の反面、進学率の向上にともなう普通高校卒業者や文科系大学卒業者の増加傾向が逆に事務部門を中心とする労働力の需給関係の改善をおくらせている点にも注目すべきであろう。

以上みてきたように、わが国では最近労働力に対する需要が増加し、その結果部分的に「労働力不足」が問題化されはじめているが、現段階では、それは、主として大都市工業地帯の技能工、あるいは金属機械産業拡張のハネ返りを蒙った小零細企業の中卒労働力を中心とした若年労働力などの特殊な層に限られている。その他の層、とくに高年令労働者の場合には、改善がなおいちじるしくたちおくれでいる。今後技術革新の進展する過程で古い型の熟練工の過剰が表面化するようになれば、この若年層と高年層の間の需給の不均衡はさらに強まるおそれがあり、この問題は前述の年功賃金の問題とも関連して今後の雇用問題の大きな課題になっているといえよう。

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

#### (三) 労働経済近代化の諸傾向とその要因

---

前述のように労働力の需要と供給にみられる多くのくいちがいは、大都市周辺地域を中心として労働力不足現象を発生させている。この労働力不足現象は企業が必要とする労働力を容易に調達できないという点では経済発展を阻害する要素としての側面をもっている。しかし、わが国においては、企業、とくに中小零細企業の労働力の入手難の現象は、大企業にくらべていちじるしく劣っている小企業の賃金その他の労働条件を改善し、労働経済の内部にある構造的な問題点を解消させる契機となる積極面をもっていることも見逃せない。そこで最後に、最近における労働経済の近代化を促進しつつある諸要素を労働市場の改善の面を中心として分析し、将来の展望をおこなってみることにしよう。

---

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

#### (三) 労働経済近代化の諸傾向とその要因

##### (1) 就業構造近代化のプロセスとその労働市場への影響

就業構造の近代化を、就業者中にしめる雇用者の比重の増大という面で単純にとらえると、第三一表のように雇用者の増加、業主の停滞、家族従業者の減少という傾向は、最近ますます強まっている。この現象は、一見従来業主や家族従業者であったものが、雇用者に転化したことを示すように見えるが必ずしもそうではない。就業構造基本調査によって、三四年七月以前の一年間に雇用者になったもののそれ以前の就業状態をみると、自営業主、家族従業者から雇用者へ変わったものは転職者(雇用者内部の転職者をのぞく)全体の一角に満たず、大部分は一年前に無業者であったものでしめられている。無業者のなかでは一年前に通学中であったものが約七割をしめ、学校卒業にともなって雇用者として就職したものが、増加した雇用者の大部分をしめていることをあらわしている(第三二表)。一方家族従業者の減少は、家事その他の無業者への転化が主要な理由となっており、就業構造の近代化の経路は、毎年新たに労働市場にあらわれてくる新規学卒者の雇用労働力への転化、業主、家族従業者の停滞、ないしその部分的非労働力化という二つの別な過程を通じて実現されている。

第31表 就業名構成の近代化

従業上の地位	25年	30年	31年	34年	年平均増減(Δ)数	
					25~30年	31~34年
就業者総数	35,575	39,154	39,863	41,330	716	489
業主	9,297	9,350	10,536	10,766	11	77
家族従業者	12,248	11,975	11,623	10,375	△55	△416
雇用者	13,967	17,829	17,703	20,167	772	821

資料出所 25年、30年は「国勢調査」、31年、34年は「就業構造基本調査」

第32表 新しく雇用者(非農林業)になつた者の1年前の状態

第32表 新しく雇用者（非農林業）になった者の  
1年前の状態

従業上の地位		実 数	構 成 比
総	数	千人 1,495	% 100.0
業	主	50	3.3
家 族 従 業 者		75	5.0
無 業 者		1,370	91.7
(内) 通 学		850	56.9

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」34年7月

ところで、このような過程で雇用労働者の増加、就業構造の近代化が実現されていることは、すでにのべたように、わが国の雇用需要の方向が全体法としては若年低賃金労働力の吸収に重点をおく傾向を強めていることと密接に結びついている。業主や家族従業者からの雇用者への転化があまりおこなわれないことの理由としては、雇用需要の増加の程度の問題もあるが、わが国では雇用需要の性格それ自体に農家や都市の自営業従業者を大量に吸収する可能性が少ないことも考えられる。わが国の場合には、就業構造の近代化過程は、自営業の急速な分解とそこから排出された労働力の雇用者としての吸収という経路よりも、主として自営業世帯からの新規労働力の雇用労働者への吸収(これには、最近では自営業のあとつぎ要員も含まれている)自営業のなしくずしの縮小という経路を通じて実現されているといえよう。

就業構造の近代化が以上のような内容をもつ雇用需要の増大によつて引起されているとすれば、急速な経済の拡張過程では若年労働力の不足現象が表面化するのとは当然の結果である。毎年の新規学校卒業者のなかでの求職者に、学校卒業者の増大とそのなかでの雇用希望者の比率の上昇という両面からここ数年増加する傾向にある。しかし、それも近代的産業の急速な拡大にともなう学卒求人的大幅な増大に次第に追いつけなくなってきた。その状況は第三三表が示している。三五年の中卒求職者の減少には、戦争末期から終戦時にかけて出生率が一時的に低下し、その影響で卒業生が減少したこともある。しかし、大幅な求人超過があらわれたのは主として求人はいちじるしい増加によるものであることは表で明らかである。

第33表 中学卒業者の求職、求人の推移

第33表 中学卒業者の求職、求人の推移

年 月	求職 (A)	求人 (B)	殺 到 率 A/B
31年3月卒	537,150	510,650	1.05
32年3月卒	597,501	680,425	0.88
33年3月卒	578,019	667,447	0.87
34年3月卒	575,460	667,506	0.86
35年3月卒	437,415	786,061	0.56

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(注) 各年6月末現在の状況、ただし35年は3月末の暫定結果

第34表 若年新就業希望者(本業希望)の減少傾向

第34表 若年新就業希望者（本業希望）の減少傾向  
(千人)

年 令	総 数		(内)失業して いる者		A—B	C—D
	31年 (A)	34年 (B)	31年 (C)	34年 (D)		
総 数	2,033	1,906	706	652	△ 127	△ 54
15～19才	630	499	132	121	△ 131	△ 11
20～39才	893	896	353	317	3	△ 36
40～64才	448	453	204	201	5	△ 3
65才以上	60	55	16	12	△ 5	△ 4

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」  
31年7月、34年7月

(注) △印は減少を示す

第35表 入職者の前職構成

第35表 入職者の前職構成  
(製造業)

年	入職者計	(内)学卒以 外の未 就業者	農林水産業 よりの未 経験職者
28 年	100.0	14.9	6.8
31 年	100.0	13.5	7.3
34 年	100.0	12.9	4.7

資料出所 労働省「労働異動調査」

学卒のみではなく、学卒以外の若年層についても、ここ数年にわたる雇用需要の増大の結果、労働力給源は次第に涸渇する傾向にある。就業構造基本調査によって三一年と三四年を比較すると、失業意識をもつ就業希望者は一五～一九才、二〇～三九才の比較的若年層を中心とする層で減少がめだっている(第三四表)。このうち一五～一九才層では、進学率の上昇の影響も無視できたいと思われるが、いずれにしろ、若年層のなかの新就業希望者が減少していることが注目される。また労働異動調査によって入職者の前職構成をみると、学卒以外の未就業者ないし農業の既就業者からの入職の割合が最近低下すりも傾向を示しており、学卒時に就職できなかった若年層や農家の二、三男層を中心とする労働力給源が次第に涸渇しはじめていることを推定させる(第三五表)。もちろんこれらの現象も地域的にみるとかなりの相違があると思われるが、大都市の近代的産業を中心として考えれば、企業が採用可能な学卒労働力以外の未経験の若年労働力も雇用需要の拡大の過程で次第に涸渇しはじめていると推定してよいであろう。

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

#### (三) 労働経済近代化の諸傾向とその要因

##### (2) 小零細企業における労働条件の改善

このように学卒労働力や若年労働力の供給不足現象は、それらの労働力の獲得、確保の面から、とくに中小零細企業の賃金その他の労働条件の改善を促す重要な契機となっている。それは、具体的には学卒労働者の初任給の改善、昇給制度、退職金制度、福利厚生施設の整備、週休制の採用等の賃金その他の労働条件の改善の動きとなってあらわれている。

このうち退職金制度については、三四年一月に中小企業退職金共済制度が発足し、その今後の発展が期待されている。

企業が必要とする労働力が新規学卒や未経験の若年労働力によつて充足できなければ、各企業では未充足分を他企業の既就業者によって補おうとする傾向が強まってくる。また、労働者側でも、雇用機会の増大にともなつてより条件のよい職場に転職しようとする意欲が高まってくる。就業構造基本調査によると、三四年七月以前の一年間に転職した者のなかで従来小零細企業に就業していた者はより大規模な企業に転職したケースが多くなっている。これは好況期における労働者の上層移動の傾向をあらわしていると思われる(第三六表)。わが国では労働市場が必ずしも開放的といえず、縁故関係を通じての就職のケースが多く、また前述したように労働移動が自由におこなわれ難い諸条件が強いために、このような労働移動を通じての個々の労働者における労働条件の向上のケースは全体としては少ないと思われる。しかし、労働力需給関係の変化を通じての、賃金、労働条件改善への潜在的圧力は、労働市場の緊張にともなつて最近次第に高まってきているといつてよいだろう。

このような中小零細企業の労働条件改善への圧力は、若年労働者の意識の変化という面からも影響をうけている。戦後の学制改革や教育内容の変化、社会全体の民主的風潮は、とくに若年労働者の労働基準や近代的な労使関係に対する認識を強めた。

また、産業の発展にともなう近代的産業分野の拡大、前期的就業分野の縮小で、戦前のわが国に強かったといわれる労働者のいわゆる出稼的性格は戦後次第に変化し、都市に労働者として定着するより近代的な労働者層が増大してきている。その具体的なあらわれとしては、最近雇用者のなかで家計の主な担当者である世帯主層が次第にその比率を高めていることがあげられる。就業構造基本調査によると、三一年から三四年にかけて雇用者のなかで、世帯主雇用者および世帯主が雇用者である世帯員の増加がいちじるしい(第三七表)。このような傾向は賃金その他の労働条件、職場における労使間の諸関係について労働者の関心を高める一つの要因になっているといえる。

以上のような変化を主因とする中小零細企業の労働条件の向上は、具体的には若年層を中心とする規模別賃金格差の縮小傾向、最低賃金についての業者間協定、賃金その他の労働条件の改善と結びついた集団求人

第36表 転職による雇用者の上層移動傾向

第36表 転職による雇用者の上層移動傾向

(千人)

事業所規模		前職の事業所規模		
		計	(内) 1~9人	10~29人
現職の事業所規模	計	498	153(100.0)	115(100.0)
	1~9人	134	61( 39.9)	30( 26.1)
	10~29人	100	34( 22.2)	27( 23.5)
	30人以上	263	58( 37.9)	58( 50.4)

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」34年7月

賃金の項で詳細にのべてあるように、最近数年における小零細企業の若年労働者の賃金の上昇は、大企業にくらべてかなりいちじるしいものがある。とくにここ一、二年の動きでは、中小企業における初任給の改善や商業を中心とする零細企業(常用労働者一~四人の事業所)の若年労働者の賃金の上昇がめだっている(第三八表)。零細企業では、通勤労働者より住込労働者の場合に賃金の上昇は顕著で、相対的に低賃金の層ほど賃金の上昇が強いことをあらわしている。最低賃金に関する業者間協定や集団求人についても、その適用をうける労働者数(三四年一二月末で約二六万人)、求人数(三三年度新規学卒については三万三千名)は年年増加する傾向をみせ、その絶対数はなお多いとはいえないが、労働力需給関係の変化を主要な原因として、小零細企業において積極的に賃金その他の労働条件を改善しようとする機運が高まりつつあることを反映している。

## 第一部 総論

### 三 産業発展途上における諸問題

#### (三) 労働経済近代化の諸傾向とその要因

##### (3) 残された問題と今後の展望

以上のような変化は、その傾向が今後継続するとすれば、わが国雇用構造の内部にある後進性を長期的に次第に改善してゆくことになる。しかし、その変化は全体としては、なお第一歩を踏みだした段階にあり、今後に残された問題はなお多い。その点を中小企業分野の問題を中心として最後に指摘しておこう。

第37表 非農林雇用者の世帯種類別構成の変化

第37表 非農林雇用者の世帯種類別構成の変化  
(千人)

世帯上の地位	31年	34年	34年— 31年
非農林雇用者計	16,853	19,539	2,686 (100.0)
(内)世帯主	9,296	11,004	1,708 (63.5)
非農林雇用者世帯の 世帯員	3,450	4,209	759 (28.3)

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

第38表 零細企業(1~4人)における若年層の賃金上昇率

第38表 零細企業(1~4人)における若年層の賃金上昇率(34年/32年製造業)  
(%)

性	18才未満	18~20才
通勤男子	8.3	13.2
通勤女子	12.7	13.8
住込男子	20.1	24.7
住込女子	26.5	18.6

資料出所 労働省「毎月勤労統計特別調査」

32年7月、34年7月

第一は、大企業と小零細企業労働者の賃金その他の労働条件の格差は、なおいぜんとして大きいという事実である。賃金については、前述のように若年層を中心として規模別格差縮小の動きがあらわれている。しかし、それ以外の労働条件、たとえば労働時間については、大企業と中小企業との格差は拡大の傾向をつづけており、中小零細企業の長時間労働が改善される傾向は全体としてはあまりあらわれていない。また労働災害についても、大企業の労働災害率が顕著な低下をつづけているのに対し、中小企業では停滞ないし上昇し、災害率の規模別格差は逐年拡大の傾向にある。したがって若年層を中心として賃金格差の縮小傾向があらわれたとはいっても、総体としての賃金労働条件の改善の問題は、なお今後に残されているといってもよいであろう。

第二には、中小零細企業某の若年労働者の賃金水準それ自体がなおいぜんとして低いことと個々の労働者にとっては将来の賃金の上昇、生活の見通しも必ずしも明るいとはいえないことがあげられる。わが国の雇用需要の方向が若年労働者に集中する傾向が強いのは、一般的にはその労働力の質 - 将来の技能水準の向上をも含めて - に比較して相対的に低賃金で雇用することかできたからである。

集団求人の場合にもみられるように部分的には将来の昇給を保証したり、退職時の退職資金を積立でたりする方向がみられるが、全体としては、中小企業に就職する若年労働者の将来はなお明るいとはいえない。最近における小企業若年労働者の賃金の改善も、さしあたりの労働力不足に対処する場つなぎ的な賃金の若干の引上げが考慮されている段階で、個々の労働者の長期的な生活条件についてはなお不安定な要素が強い。前述のように技術革新が大企業の年功的賃金体系に対して反省を迫りつつあることを考慮すると、中小企業が大企業と同様な定期昇給制度や勤続に応じた賃金本系を採用することが、合理的かどうかは問題があるが、少なくとも当面は若年労働者め賃金のより一層の改善と並んでより安定した賃金上昇の見通しを与えることが必要であろう。

第三は、中小零細企業における労使関係に関する問題である。わが国の労働組合組織が大企業分野にかたより、中小企業では労働者の多くが未組織であることは周知の事実である。労使関係の項でのべるように最近中小企業分野における労働組合の結成は、やや停滞する傾向にある。しかし、長期的にみると中小企業の争議は次第に増加の傾向にある。とくに最近ではその一部で争議の長期化傾向がみられ、また組合の結成が直ちに争議に発展して無用な摩擦と対立を起している例が少なくない。中小企業労働者の賃金その他の労働条件の改善を順調に進めてゆくためには、中小企業分野においても近代的な健全な労使関係が樹立されてゆくことが必要で、その意味で、中小企業分野における労使関係の近代化が今後一層促進されねばならないであろう。

以上のような中小企業分野における労働経済の問題点は必ずしも早急には解決されるとは思えない。とくに、賃金その他の労働条件の改善については、基本的には中小企業の経営面、生産技術面の低位性が克服されてゆくことが必要である。神武景気以後の急速な経済の発展過程で、中小企業分野でも、上層部分では設備の近代化、合理化が進行しているといわれ、機械産業部門の一部では従来の中小企業が経営の拡大、生産技術の向上によって独自の専門的分野を確立しつつあるといわれる。しかし中小企業全体としてみると、これらの現象はなお部分的であって、設備の改善がめざましい大企業に比較すると、生産技術、経営面の格差は必ずしも縮小する傾向をみせていない(第三九表)。

第39表 労働装備率、付加価値生産性の資本金規模別格差

第39表 労働装備率、付加価値生産性の資本金規模別格差（製造業）

年	10,000万円以上	1,000～4,999万円	200～499万円
<b>(労働装備率)</b>			
28年	100.0	46.2	21.9
31年	100.0	35.1	22.8
33年	100.0	36.9	17.2
<b>(付加価値生産性)</b>			
28年	100.0	64.7	42.8
31年	100.0	64.2	43.3
33年	100.0	52.1	44.5

資料出所 大蔵省「法人企業統計年報」

(注) 各規模の33年における1企業当り  
平均従業員は、大規模からそれぞれ2,115人、204人、51人である

経済の拡大が従来のテンポでつづく限り、若年労働力の需給関係は今後一層逼迫する可能性があり、中小企業の低生産性をおぎなってきた低賃金労働の豊富な供給という条件は、次第に崩れてゆくと考えられる。このような変化に即応し、中小企業の近代化を労務、経営の両面から一層促進することが今後の重要な課題であるといえよう。

## 第一部 総論

### 五 むすび

ここ数年のわが国経済の発展はめざましかった。鉱工業の生産は、「戦後ではない」といわれた三〇年当時に比べて約二倍の水準に達した。機械工業の生産は、三五年初頭には三〇年の四倍の水準に近づき、産業構造の近代化は急テンポで進んだ。労働経済の面でもこのような経済の拡大、産業構造の変貌にともなうて、ここ一、二年これまでにみられなかった新しい現象があらわれてきた。その内容はすでに詳述したのでくりかえさないが、要するにこの間の雇用の拡大=労働市場の好転と経済の近代化を基軸にして、労働経済が改善、変質を示し、これを契機にいわゆる「二重構造」が徐々に解体する条件が、端緒的にはあるが、あらわれてきたように思われるのである。

もちろん、ここ数年みられたようないぢるしい経済の発展は、国際的にも稀であって、同じような発展が今後もつづくという保証はない。経済の拡大が鈍化し、産業の労働力需要が減少すれば、右のような傾向はとまり、あるいは逆転することさえ充分考えられるところである。今後数年間における新規生産年令人口の増加は未曾有の規模に達し、労働市場への労働力供給は大幅に増大するからである。しかし、当面の日本経済の発展力がかなり強く、ここ数年間にみられたようなテンポでの高い経済の成長が今後もつづくとなれば、労働経済の右のような傾向は依然つづくと考えられる。労働経済の「二重構造」の形成は、戦前は正末から昭和初頭にかけての不況期に、戦後は昭和二四、五年から二九年頃までの過剰労働力が増加し、労働市場の悪化した時期に急速に進んだとみられるが、今後は労働市場の好転をテコとして「二重構造」の解消を可能にするような条件がでてくる。一方、前項で指摘した労働力需給の地域的不均衡や中小企業等での新規学卒や技能工の充足難等の問題はさらに拡大した形であらわれてくると予想される。

また、現在日本経済の一層の発展をはかり、その体質を強化することを目的として、貿易の自由化が実施されようとしている。自由化が競争力の強い産業を中心に産業構造を大きく改変し、労働力の大規模な流動をひきおこす傾向をもっていることは充分予想される場所である。この過程では、ここ数年にみられたよりもさらにはげしい産業間、地域間、企業間の労働力の移動が必要となり、これにともなうて、前記のような各種の摩擦が一層大きくあらわれる可能性が強い。

このように考えると、今後の政策の方向としては、第一に、三四年中にみられたような経済の拡大、変貌の過程にあらわれる労働面の摩擦をできるだけ少くすることに重点をおく必要があり、第二に、と同時に、それと併行しながら、そのなかで萌芽的にでてきた「二重構造」脱却への側面を助長し、促進するための政策が検討される必要があると思われる。

前者については、たとえば、前述のように現在地域間の労働力需給のアンバランスが問題になり、大都市を中心にとくに新規学卒者の不足が訴えられているが、この点について、産業立地その他の経済政策が今後労働面をも考慮しつつ検討される必要があり、同時に労働力のいわゆる可動性を高めるための職業紹介機関の拡充や勤労者住宅の建設等が考慮されねばならないと思われる。産業構造の変化にともなう労働力需給の質的な不均衡については、技能者の養成や再訓練がさらに強化される必要があり、また技術革新の過程でクローズアップされてきた年功賃金のあり方についても、このような見地から改めて再検討を要する段階にきているといえよう。また、後者については、たとえば、中小企業の経済力を強めその近代化を促進するための政策が一段と強化されるとともに、これと併行して最低賃金制、中小企業退職金共済制度等の強力な推進、労働基準法に基づく最低労働条件の確保等を通じて、中小企業労働者の労働条件の改善をささえ、これを促進していく必要がある。社会保障制度の拡充や家内労働の規制などによって、老令者等のいわゆる限界労働力が極端に低い賃金や手間賃で競争関係に入る条件をなくすことも、このような方向を別の面から保証するものとして重要であろう。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*